

平成 28 年第 6 回定例会

鋸南町議会会議録

平成 28 年 12 月 6 日 開会

平成 28 年 12 月 9 日 閉会

鋸南町議会

平成 28 年第 6 回 鋸南町議会定例会議案一覧表

請 願 第 1 号	汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はらない町宣言を求める請願について
発 議 案 第 1 号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)について
議 案 第 1 号	鋸南町いじめ防止対策推進条例の制定について
議 案 第 2 号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 3 号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 4 号	鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 5 号	鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議 案 第 6 号	工事請負契約の変更について(橋梁補修工事(元名大橋))
議 案 第 7 号	平成28年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について
議 案 第 8 号	平成28年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議 案 第 9 号	平成28年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議 案 第 10 号	平成28年度鋸南町水道事業会計補正予算(第2号)について

平成 28 年第 6 回 鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 号（12月6日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
町長から提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	10
三国 幸次 君	10
田久保浩通 君	15
笹生 正己 君	23
緒 方 猛 君	36
鈴木 辰也 君	44
散会の宣言	51

第2号（12月7日）

議事日程	52
本日の会議に付した事件	52
出席議員	52
欠席議員	53
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	53
本会議に職務のため出席した者の職氏名	53
開議の宣言	54
議事日程の報告	54
請願第1号の上程	54
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第7号の上程、説明	71
議案第8号の上程、説明	74
議案第9号の上程、説明	76
議案第10号の上程、説明	77
散会の宣言	78

第3号（12月9日）

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ...	79
本会議に職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣言.....	81
議事日程の報告	81
議案第7号の質疑、討論、採決.....	81
議案第8号の質疑、討論、採決.....	84
議案第9号の質疑、討論、採決.....	84
議案第10号の質疑、討論、採決	85
請願第1号の質疑、討論、採決.....	85
閉会の宣言	90

鋸南町告示第96号

平成28年第6回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年12月1日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 平成28年12月6日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

平成28年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成28年12月6日・午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問〔5名〕
12番 三国 幸次 議員
1番 田久保浩通 議員
10番 笹生 正己 議員
6番 緒方 猛 議員
7番 鈴木 辰也 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田久保浩通君 | 2番 青木悦子君 |
| 3番 笹生久男君 | 4番 渡邊信廣君 |
| 5番 小藤田一幸君 | 6番 緒方猛君 |
| 7番 鈴木辰也君 | 8番 黒川大司君 |
| 9番 伊藤茂明君 | 10番 笹生正己君 |
| 11番 平島孝一郎君 | 12番 三国幸次君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|--------------|
| 町長 白石治和君 | 副町長 内田正司君 |
| 教育長 富永安男君 | 総務企画課長 菊間幸一君 |
| 税務住民課長 福原傳夫君 | 保健福祉課長 渡邊昌廣君 |
| 地域振興課長 飯田浩君 | 教育課長 前田義夫君 |
| 建設水道課長 山崎友之君 | 会計管理者 三瓶睦君 |
| 監査委員 柴本健二君 | 総務管理室長 寺本幸弘君 |

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

[開会のベルが鳴る]

◎開会の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成28年第6回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（伊藤茂明）

配付漏れなしと認めます。

本日は、区長会からの傍聴の申し出があり、許可いたしました。

なお、傍聴席につきましては定員28名の他に12席を用意してあります。

従って、40名までを許可したいと思いますので、御了承願います。

なお、傍聴席の皆様をお願いいたしますが、傍聴規則に従い静粛に傍聴いただくようお願いを申し上げます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

12番 三国幸次君、1番 田久保浩通君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る11月28日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求め

ます。

議会運営委員会委員長 三国幸次君。

〔議会運営委員会委員長 三国幸次君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（三国幸次君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る 11 月 28 日午前 10 時から議会運営委員会を開き、平成 28 年第 6 回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について、協議いたしましたので、御報告いたします。

今定例会の会期は、本日から 9 日までの 4 日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、請願 1 件、発議案 1 件、町長提出議案 10 件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めたのち、一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日 7 日は、午前 10 時から会議を開き、請願第 1 号を上程後、産業常任委員会に付託し、議案の審査であります。発議案第 1 号から議案第 6 号については順次上程の上、質疑、討論のあと採択まで。

議案第 7 号から第 10 号までの平成 28 年度各補正予算関係については、順次上程の上、当局から説明を受けるだけとします。

12 月 8 日は、議案調査のため休会とし、12 月 9 日は午後 2 時から会議を開き、補正予算関係の議案第 7 号から議案第 10 号までについて、質疑討論の後、採決を願いたいと思います。

次に、一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には田久保浩通君・笹生正己君・緒方猛君・鈴木辰也君、と私三国幸次の 5 名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め 60 分以内とし、1 回目の質問時間は 15 分以内といたします。

また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果を御報告申し上げるとともに、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、今定例会の会期は、本日から 9 日までの 4 日間といたします。

次に一般質問であります。今定例会には 5 名の諸君から通告がなされております。一般質問の時間は 60 分以内とし、1 回目の質問時間は 15 分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないといたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から9日までの4日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席を求めた者の職・氏名は別紙報告書により報告したとおりです。

また、今定例会に提出された陳情書を参考までに配布いたしました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

[町長 白石治和君 登壇]

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和君）

皆さんおはようございます。

本日、ここに平成28年第6回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私とも御多用のところ、御出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本定例会に、町長として、御提案申し上げます議案は、条例の制定1件、条例の一部改正が4件、工事請負契約の変更、一般会計、国保会計、介護保険会計、水道会計の各補正予算で10議案であります。それぞれ概略を申し上げます。

議案第1号「鋸南町いじめ防止対策推進条例の制定について」でございますが、鋸南町は、学校、家庭、地域その他関係機関の連携の下、町を挙げて、義務教育におけるすべての児童・生徒の健全育成といじめのない社会を実現するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進をするため、条例の制定をお願いをするものでございます。また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、新たな委員である、いじめ問題対策調査会委員の報酬、日額2万2,500円を規定をするものでございます。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、千葉県人事委員会の勧告に伴い、所定の改正を行うものでございます。職員給料表については、平均改定率の引き上げ、また、一般行政職初任給の改正を

行い、扶養手当は、子に係る手当を 500 円引上げ、施行日は平成 28 年 4 月 1 日となります。また、平成 28 年 12 月から期末勤勉手当の支給率を年間 4.20 月分から 4.30 月分に 0.1 月分引き上げとなります。

議案第 3 号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。千葉県人事院勧告に基づく改正として、特別職について平成 28 年 12 月から期末手当の支給率を年間 4.20 月分から 4.30 月分に 0.1 月分引上げとなります。

議案第 4 号「鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の改正に伴い、「鋸南町税条例」の一部改正を行うものでございます。改正内容ですが、

一つ目は、町民税では、延滞金の計算期間の変更、法人税割の税率の引き下げなど 4 点。
二つ目は、固定資産税では、非課税対象の追加など 2 点。
三つ目は、軽自動車税では、自動車取得税（県税）の廃止による軽自動車税環境性能割（町税）の創設など 5 点の改正となります。

議案第 5 号「鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。平成 29 年度から鋸南幼稚園において「幼稚園型一時預かり保育事業」に移行をするため所要の改正を行うものでございます。

議案第 6 号「工事請負契約の変更について（橋梁補修工事（元名大橋）」であります。34 万 200 円を減額をし、6,337 万 9,800 円に変更契約いたしたく、議会の議決をお願いをするものでございます。

議案第 7 号「平成 28 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について」であります。5,207 万 2,000 円を増額補正をし、補正後の総額を 41 億 5,602 万 1,000 円にしようとするものでございます。

はじめに、歳出の主なものを御説明申し上げます。

人件費ですが、千葉県人事委員会勧告に伴い、給料・期末勤勉手当・扶養手当の見直し及び職員採用・昇格や異動に伴う人件費を今回調整させて頂きまして、全体で 614 万 6,000 円の減額をお願いいたしました。

総務費では、空家等対策協議会委員報酬 4 万 5,000 円、保田総合センター補修工事 653 万 2,000 円、広域市町村圏事務組合負担金 17 万 9,000 円。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金 1 万 4,000 円、介護保険特別会計繰出金 320 万 4,000 円、重度心身障害者医療費等扶助 410 万 3,000 円、障害福祉費の償還金利子及び割引料、421 万 2,000 円、経済対策臨時福祉給付金給付事業費は新規事業で、3,350 万 2,000 円。

保育園費で、鋸南保育所の調理器具の修理 15 万 4,000 円。

衛生費では、光熱水費 62 万 8,000 円。

農林水産業費では、飼料用米等拡大支援事業補助金 16 万 4,000 円。

商工費では、都市交流施設整備事業費で給湯整備工事 216 万円と植栽関係で、植栽工事費の 54 万円減額し、同額を植栽設計委託に組み替え。

土木費では、橋梁補修設計委託と橋梁点検委託の執行残をトンネル長寿命化計画策定業務委託 520 万円に組み替え。

教育費では、小学校費で、遊具設置工事 129 万 2,000 円。

公民館費で、非常用電源装置電磁盤故障のため修理費 45 万 3,000 円。

図書購入費 15 万円。

続きまして、歳入であります。普通交付税で 1 億 2,654 万 7,000 円、国庫支出金で社会福祉費補助金 3,350 万 1,000 円、県支出金で、重度心身障害者医療費等扶助事業補助金など 185 万円、社会教育費寄付金 15 万円、学校教育費寄付金 100 万円、財政調整基金繰入金 1 億 3,783 万 3,000 円の減額、前年度繰越金、2,046 万 3,000 円。

諸収入は、県税取扱交付金 27 万 5,000 円と市町村振興宝くじ交付金 611 万 9,000 円、繰越明許費は、道路長寿命化修繕事業、520 万円、債務負担行為補正は、地域おこし協力隊事業で、期間は、平成 28 年度から平成 29 年度まで限度額は、800 万円をお願いいたしました。

議案第 8 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。6,812 万 7,000 円を追加をし、補正後の総額を 15 億 2,421 万 6,000 円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、高額療養費が伸びていることから、一般被保険者高額医療費 2,800 万円と退職被保険者等高額医療費 200 万円の増額の補正、財政調整基金積立は、前年度繰越金 7,311 万 4,000 円の 2 分の 1、3,655 万 7,000 円の積立てを行うものであります。

補正の主な財源は、27 年度繰越金及び基金 2,000 万円を取崩しをし充当いたします。

議案第 9 号「平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。2,475 万 8,000 円を追加をし、補正後の総額を 12 億 3,326 万 2,000 円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費の「特定入所者介護サービス費」等のほか、給与改定に伴う人件費で、財源は、国、県、支払基金、町からそれぞれ負担割合に応じて算出をし、不足する分は基金から充当いたします。

議案第 10 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」であります。収益的収入では、東京電力の原発事故損害賠償が確定したことによる賠償金 12 万 9,000 円を増額をし、収益的支出では、支払利息・消費税の納付額が 123 万 7,000 円を増額となりましたが、人件費で給与改定及び人事異動により 36 万 3,000 円の減、漏水調査委託料で事業確定により 157 万 7,000 円の減により、70 万 7,000 円を減額をしようとするものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。はじめに、町内一斉清掃について、御報告を申し上げます。去る、12 月 4 日（日曜日）に行われました一斉清掃であります。可燃ゴミやビン・缶等含めまして、約 6.7 トンのゴミが収集されました。御協力をいただきました関係者の方々、町民の皆様に感謝を申し上げます。今後も、この事業を通して、官

民一体となつての環境美化に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、年末から年始にかけての観光行事につきまして御案内申し上げます。はじめに、鋸南町の花まつりですが、第一章の「水仙まつり」が12月17日から2月5日までの期間、第二章の「頼朝桜まつり」が2月18日から3月12日までの期間、最終章の「さくらまつり」は3月18日から4月9日までを期間として行われます。

水仙まつりイベントは、1月8日に江月水仙広場にて、1月15日は佐久間ダム公園にて行われる予定です。

竹灯籠まつりは3月4日に保田川権現橋周辺で行われる予定であります。

また、期間中にはJRによります「頼朝桜ハイキング」も予定をされております。今年も多く観光客が当町を訪れることを期待をしております。

次に、消防団出初式について申し上げます。1月7日（土曜日）午前10時から、岩井袋町民運動場を会場に行います。新年における消防団の晴れ姿を是非、御覧いただきたいと思ひます。

次に、第37回鋸南町農業祭について申し上げます。1月14日（土曜日）と15日（日曜日）の2日間、農産物の栽培技術や品質の向上、農業の近代化と地域農業の発展を目的に開催されます。昨年度までは、中央公民館において開催をしておりましたが、本年度は、高い集客力を持つ、道の駅保田小学校に会場を変更をし、より多くのお客様に鋸南の農業のすばらしさ、技術の高さを実感をしてもらいたいと考えております。併せて、友好都市辰野町の「ほたるの里特産品フェア」も開催されますので、多数の御来場をお待ちしています。

次に、健康・福祉まつりについて申し上げます。「健康まつり」と「社会福祉大会」の合同開催として、今年で9回目となります「鋸南町健康・福祉まつり」を、1月21日（土曜日）中央公民館で開催をいたします。多彩な催しを通じて、町民の皆様には健康と地域福祉への関心を高めていただきたいと思います。

次に、教育委員会関係について申し上げます。はじめに、新春マラソン記録会についてであります。正月恒例の新春マラソン記録会は、1月8日（日曜日）午前10時から鋸南中学校を会場に行います。1キロ・2キロ・3キロ・4キロの各コースを設定しておりますので、個々の体力に応じて参加できます。今回も大勢の参加を期待をしております。

次に、成人式について申し上げます。1月8日（日曜日）午後2時から中央公民館を会場に行います。今回、85名の方々が成人の仲間入りとなります。成人式では、U18高校野球日本代表監督の小枝守氏によります記念講演で新成人の門出をお祝ひいたします。

次に、第56回鋸南町青少年健全育成柔剣道大会が、1月22日（日曜日）、鋸南中学校を会場に開催され、町内外から大勢の小・中学生が参加いたします。鋸南町の児童・生徒の活躍を期待をしております。

最後に、菱川師宣記念館30周年記念特別展について申し上げます。1月21日（土曜日）から3月5日（日曜日）まで、特別展「浅井忠・バルビゾン派の画家たち」を開催

をいたします。日本画壇に大きな影響を及ぼしたバルビゾン派の作品や、浅井忠の作品を展示をし、日本近代洋画の変遷を紹介いたします。このたび千葉県立美術館の御協力により、ミレー・ルソーなどのバルビゾン派と日本近代画家の先駆者と呼ばれる浅井忠の名品を御紹介いたします。海外と日本のすばらしい芸術を見る絶好の機会でありますので、町民の皆様をはじめ、多くの方々に是非、御覧をいただきたいと思ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

1点訂正をさせていただきたいと思ひます。提案理由の中で議案の第10号「平成28年度鋸南町水道事業会計補正予算(第2号)について」の部分で一番最後の行のですね、減額しようとするものでございますの数字がですね70万7,000円と読んだような記憶がございますので、70万3,000円と訂正をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長(伊藤茂明)

町長から、提案理由の説明、並びに諸般の報告がありました。報告事項で確認したい点がございましたら。

○議長(伊藤茂明)

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了いたします。

◎一般質問

◎12番 三国幸次君

○議長(伊藤茂明)

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、5名の諸君から通告がなされておりますので、これより質問を許します。

はじめに、三国幸次君の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔12番 三国幸次君 質問席につく〕

○議長(伊藤茂明)

12番 三国幸次君。

【ベルが鳴る】

○12番(三国幸次君)

私は、アルコール・酒の害から健康を守るためについて質問します。

アルコール対策の基本法であるアルコール健康障害対策基本法が2013年12月に作られました。

このアルコール健康障害対策基本法に基づいて今年5月に、国の健康障害対策推進基本計画が閣議決定されました。

アルコールによる健康障害で、特に発症頻度の高い代表的な臓器障害として、アルコ

ール肝疾患があげられますが、まずアルコール性脂肪肝として発症し、飲酒の継続によりアルコール性肝炎、アルコール性肝線維症に移行し、アルコール肝硬変や、肝細胞がんへ進行します。

厚労省の調査によれば、アルコール肝疾患の総患者数は1996年の5万9,000人から、2014年には3万5,000人に減少していますが、アルコール性肝硬変は1996年の4,000人から、2014年には1万3,000人へと増加しています。

アルコール肝疾患の死亡数は、1996年は2,403人でしたが、2014年には4,689人と増加しており、そのうち約8割がアルコール性肝硬変です。

多量のアルコールを飲み続ければ、さまざまな要因から、アルコール依存症に至り、飲酒のコントロールができなくなり、問題を起こし、社会から非難を受け、さらに追い込まれていくという状況になります。

その影響は、飲酒者本人のみならず、周囲の人にもおよび、特にアルコール依存者の家族は、強いストレスにさらされ困難を抱えていることが多いです。

アルコール依存症に関する問題を、個人の問題とのみ捉えず、社会全体の問題と捉え、必要な知識や医療、回復のための支援をすることが必要です。

現在、都道府県で推進計画作りが進行中です。

内閣府によれば、2016年10月現在、推進計画の策定済みは鳥取県だけ。今年度中の策定予定が12道府県。2017年度中に策定予定が12県、2018年度中に策定予定が2県、2019年度中に策定予定が1県、そして未定が19県となっています。

内閣府は計画策定推進のためのガイドブック、「アルコール健康障害対策推進ガイドブック」を9月30日に出しました。

そこで、3点質問します。

1点目、鋸南町でのアルコールによる健康障害の状況はどうか。

2点目、アルコール健康障害に対する対応の現状はどうか。

3点目、アルコール健康障害対策に力を入れていく必要があると考えるがどうか。

以上で1回目の質問を終わり、答弁を求めます。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

三国幸次議員の一般質問に答弁をいたします。

「アルコール・酒の害から健康を守るためについて」お答えいたします。

「アルコール健康障害対策基本法」は、平成25年12月13日に公布、平成26年6月1日に施行され、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、アルコール健康障害対策推進基本計画が、平成28年5月31日、閣議決定をされたところであります。

この基本計画で取り組むべき重点課題として、まず、飲酒に伴うリスクに関する知識

の普及徹底を図ることにより、一つに、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒をしている者の割合を、男性が 13.0%、女性が 6.4%まで減少をさせること。二つ目は、未成年者の飲酒をなくすこと。三つ目は、妊娠中の飲酒をなくすこととされております。

次に、アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復、支援に至る、切れ目のない支援体制の整備のために、すべての都道府県において、地域における相談拠点及びアルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関が、1カ所以上定められていることを目標としています。

御質問の1点目、「鋸南町でのアルコールによる健康障害の状況はどうか」についてですが、アルコール健康障害対策基本法第2条では、アルコール健康障害については、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等、不適切な飲酒の影響による心身の健康障害と定義をされております。まず、アルコール依存症その他の多量の飲酒に関する状況ですが、厚生労働省が実施をした「国民健康・栄養調査」の結果では、全国で、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合は、男性が 15.8%、女性が 8.8%となっております。

鋸南町では、生活困窮者の中に数名、アルコール依存が原因で保護の対象になったと推測される方がおります。また、酔って周囲の人に暴力を振るったり、不愉快な言動があった場合、飲酒をやめさせたいという相談が年間で1から2件寄せられます。

次に、未成年者の飲酒した者の割合ですが、同じく「国民健康・栄養調査」によりますと、全国で、中学3年生男子が 9.6%、女子が 9.0%、高校3年生男子が 16.1%、女子が 16.6%となっております。鋸南町では、未成年者の飲酒についての相談事例はありませんが、それぞれの学校において、生活習慣病予防の学習の折には、必ず薬物・アルコールの害も含んで学習をしております。

次に、妊婦の飲酒の状況では、4.3%の方が妊娠中の飲酒をしている結果となっておりますが、鋸南町では、妊娠届出時に問診で確認している中では、飲酒をされていた方はおりません。ただし、極少数ですが授乳中に飲酒をする場合が見受けられましたので、乳児健診では見落としがないよう、注意を払っております。

御質問の2点目、「アルコール健康障害に対する対応の現状はどうか」についてですが、総合検診では、825名の方が血液検査を受けられ、そのうち10名の方が検査基準値を大きくかけ離れた数値であったために、安房地域医療センターから緊急連絡がありました。この10名のうち4名の方は、アルコールマーカーといわれる検査値に異常があり、保健師が訪問や電話で連絡を取り、受診勧奨を行いました。

また、アルコールに関する相談は随時お受けし、保健所の精神保健福祉相談や、断酒学級などの事業や地域生活支援センターと連携を取って、対応していきたいと考えております。

御質問の3点目、「アルコール健康障害対策に力を入れていく必要があると考えるがどうか」についてですが、現在は、アルコールが酒屋のみで販売されていた時代と比べ、コンビニや自動販売機などでも手軽に購入できる社会となり、アルコールに接する機会が多くなっております。「飲酒に伴うリスク」や「アルコール依存」などについて、

正しい知識を普及していくことが、非常に重要だと考えております。また、表には現れていませんが、家庭で隠している、隠れている潜在的な事例がないとも言えません。地域における相談拠点の保健所との連絡を密にし、関係機関と連携しながら相談、支援に努めていきたいと考えております。

以上で、三国幸次議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

三国幸次君、再質問はありますか。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

私が、国の基本計画を見て特に感じた点が2点あります。

飲酒の状況の中で、日本では最も飲酒が多い20%の人々が全てのアルコール消費量の70%近くを消費していると報告されていると。酒を飲む人の20%の人が消費量70%のお酒を飲んでいると、こういう状況でそれにおける、出てくる色々な問題があるんじゃないかなど。

それからもう1点ですけども、相対的に女性のアルコール健康障害対策の重要性が増している状況にあると、ここに私随分関心を持ちました。それで国が計画を作って、千葉県とか都道府県には通知が出されているようですけども、各市町村にはこの推進計画についてのなんらかの通知なり、なんなりあったかどうかどうでしょう。

○議長（伊藤茂明）

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

アルコール健康障害対策基本法では、国及び都道府県、都道府県につきましては努力義務でございますが、アルコール健康障害対策における基本的な計画を策定することになっております。現時点で町には、国及び県からの通知等はございません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

基本法でもね、自治体への特別なこうしろ、ああしろということは本当触れられていないんですね。都道府県に対しての努力義務という範囲のものです。そしてそれでは、千葉県ではこの基本計画に推進計画を作ることについての予定など情報が入っていたらお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

町には、そのような情報は現在入ってきておりませんが、千葉県アルコール健康対策担当部局であります健康福祉部に確認をしたところ、アルコール健康障害対策推進計画につきましては現在、まだ未策定というようなことでございました。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

私が、1回目の質問の中で述べたように、まだ未定の県が具体的には名前をはっきりしませんが、16件あるんですね。その中に千葉県も入っていると。千葉県はまだいつ作るのかどうなのか現状は全く分からないという状況です。

そして、答弁の中で鋸南町では学校教育などで薬物と同時にアルコールの教育もしているという答弁がありました。町としての相談窓口というのは、あんまり町報などでは周知とかそういうのは今までないと思う。アルコールに関するそういうものがないと思うんですが、これからの問題も含めてですけども、町としての相談窓口は現状どうなっているのか。

答弁では随時相談を受け付けているという答弁がありましたけども、具体的に担当者が決まっているのか、あるいはどうなのかももう少し具体的なものが答えられたらお願いします。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

鋸南町ではアルコール健康障害に限らず、保健福祉課が窓口となりまして、専門職の保健師が面接や電話等によりまして、相談をお受けしております。今後は、マニュアル等を作成も視野に入れながら、保健所を中心とした関係機関と連携しながら、相談、支援に努めていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

国の作ったガイドラインの中で、市町村について関係するような記載があるかどうかその点どうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

アルコール健康障害対策推進計画では、各都道府県が取り組むべき施策や目標については、示されておりますけども、市町村については、具体的には触れられておりません。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

町として、自治体として取り組む項目というのは明確になっておりませんが、こ

の国の基本計画を見ますとですね、やはり学校教育での推進、町としての関わる、教育委員会として関わるものとか依存症に対する正しい知識・理解の啓発の推進というところでは地方公共団体等もこれに推進する対象となっております。そのようにこの推進計画でも自治体の関わる内容のものは何カ所もあるんですね。そういう意味では学校通じてどうやっていくのか、教育委員会としてアルコール対策の薬物と同時に色々考えていくと思うんですけども、アルコール対策の教育は今はまだいいのかどうなのか。そういう取り組みの仕方について、そういうものを直接計画を作れということになっておりませんが具体的なでは鋸南町としてアルコール対策に力を入れなくて良いのかと言えばそうじゃないと思います。国でこれだけのものを作っているんですから、それなりの関係する所、学校対策、それから家庭や各職場などに対する啓発などこういうようなものを強めていく必要があると思うんですね。

そういう意味で私からは最後要望になりますけども、やはり町民が鋸南町の場合人口そのものがあまり多くないので、事例も少ないとは思いますが。しかし何かの時にはすぐここに連絡すれば良いんだというのをやはり周知徹底する。そして学校教育でのアルコールに対する教育も強めて行く、それから他の機関との連携も強めて行くと。このような取り組みをして欲しいと思います。要望して終わりますけども、もし答えがあれば答えてもらって終わりたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、保健福祉課長 渡邊昌廣君

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

先ほどの御質問にも、ちょっとお答えいたしましたけども今後マニュアル等も視野に入れながら関係機関と連携しながら相談支援に努めていきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

以上で、三国幸次君の質問を終了します。

ここで暫時休憩をし、午前 11 時から会議を再開いたします。

…………… 休憩 ・ 午前 10 時 52 分 ……………
…………… 再開 ・ 午前 11 時 00 分 ……………

◎一般質問

◎1 番 田久保浩通君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、田久保浩通君の質問を許します。

1 番 田久保浩通君。

【ベルが鳴る】

○1番（田久保浩通君）

私からは1件、地域住民の防災意識をどう高めていくかについて質問いたします。

4月に起きた熊本地震、その後10月に鳥取でも大規模な地震が発生し甚大な被害を受けました。また台風10号をはじめとする大型台風が日本列島に上陸し各地を直撃、記録的な大雨による大きな爪痕を各地区に残しました。

このような災害は、日本のどこに起きてもおかしくないそうです。今後心配される東海地震、東南海、南海地震。関東では、M7クラスの地震が30年以内に70%の確率で起こると言われています。

これまでの自然災害を教訓に、今後防災対策をどう進めていくか。また、町民の防災意識をどう高めていくか。が重要な課題だと考えます。何といたっても、住民一人ひとりが危機意識を持って過ごすことが大切です。そこで町長に3点質問します。

1点目、鋸南町地域防災計画によると、役場を中心として、防災倉庫6ヶ所が設置され、飲料水をはじめ、食糧・防災用品・生活用品などが常備されていますが、それぞれの備蓄倉庫の備蓄品の数は何を基準にして決められたのですか。

2点目、最近の災害の傾向をみると、短時間における集中豪雨に見舞われ、大きな災害につながるケースが多いと思われまます。今後、深夜に土砂災害警報情報が発令されることも考えられます。深夜における避難勧告については、夜間での豪雨を考えると、かえって避難することが危険な場合も想定されます。このような状況下が起こった場合、どのような対応が考えられますか。

3点目、町では津波ハザードマップの全戸配布、防災訓練を実施するなど町民の防災意識向上に取り組んでいますが、まだまだ不十分に思います。今後更に行政として地域住民に対し、どのように啓発・周知の徹底を図っていきますか。

以上3点答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

田久保浩通君の質問について、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

田久保浩通議員の一般質問に答弁をいたします。

「地域住民の防災意識をどう高めていくか。」についてお答えをいたします。

御質問の1点目、「それぞれの備蓄倉庫の備蓄品の数は何を基準にして決められたのですか」についてであります。町の備蓄倉庫は、災害時における応急活動を円滑に行い、平時より災害に備え、食糧・生活必需品等の確保を目的として、設置をしております。平成23年3月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、道路が遮断されるような状況下においても、町民の皆様に対して、迅速に避難物資を供給するため、3カ年計画を立て、防災備蓄倉庫を追加整備をして、備蓄品等の分散化を図って参りました。従前、役場本庁と老人福祉センター2カ所に設置をしていた備蓄倉庫を、平

成 23 年度には、保田小学校と B & G 海洋センター、平成 24 年度には鋸南中学校、平成 25 年度には鋸東コミュニティセンターに追加整備し、町内 6 カ所に配置したところでございます。

なお、老人福祉センター敷地内に設置をしていた倉庫は、平成 23 年度に旧佐久間小学校敷地に移設を行っております。備蓄倉庫の追加整備に併せ、平成 23 年度には、食糧等備蓄計画を立てて、災害時における備蓄品の数量確保に努めて参りました。備蓄品確保の基準といたしましては、近隣市の備蓄状況を参考に、想定避難者数を人口の 1 割、1 日 1 人 3 食と水 2ℓ を基準とし、3 日分を備蓄をすることとし、食糧 8,100 食分、水 5,400ℓ を確保する方針を立ててきたところでございます。また、各避難所の停電・夜間対策としまして、発電機・投光器、その他備品の購入計画を作成をし、配備を行ってきたところでございます。なお、食料品は、保存期間の関係から、使用しなくても 5 年毎、買い替えが必要となるため、それぞれ備蓄倉庫毎に更新を行い、常に同じ数量を備蓄することとしております。更新後の食料品につきましては、防災訓練などを実施した折に、町民の皆さまに配布をさせていただいております。

御質問の 2 点目、「深夜に土砂災害警戒情報が発令された場合、どのような対応が考えられますか」についてであります。大雨警戒が発令されている状況で、なおも雨が降り続き、土砂災害発生の危険性が高まった場合、銚子气象台と県が対象となる市町村に土砂災害警戒情報を発表することになっており、発表を受けた市町村では、区域内の住民に対し、いち早く情報を伝達をしなければなりません。町では、土砂災害警戒情報が発表された場合、平成 25 年度までは、土砂災害警戒区域内に居住する方に、個別訪問又は電話連絡によりお知らせをしておりました。平成 26 年 3 月に従来の指定地区 14 地区に加え、47 地区が追加指定されたことから、平成 26 年度からは、昼夜の昼、夜の区別なく関係なく、防災行政無線と安心・安全メールにより情報伝達を行っているところでございます。深夜における激しい雨の中での避難は危険を伴う場合もあり、このような場合には、近隣の比較的丈夫な建物や、自宅内の崖から離れた上層階への移動をしていただき、それぞれ安全を確保していただくこととなります。町といたしましては、気象情報等を注視をし、早い段階での避難所の開設を念頭に置き、早めに避難できるような対応を心がけております。

御質問の 3 点目、「今後更に行政として町民に対して、どのような啓発・周知を図っていきますか」についてであります。町では、毎年、防災訓練を実施をしておりますが、東日本大震災後は、町民の御理解をいただきながら、全町民参加型の訓練を実施をしております。今年度は、津波ハザードマップと地域防災計画の概要版を各戸配布をさせていただきました。周知啓発を図りました。また、日頃から安心・安全メールの配信、広報誌への防災情報の掲載など、防災意識の向上に向けた周知啓発に努めております。議員御指摘のとおり、町民の皆さんへの防災意識向上のための取り組みは大変重要であると考えております。昨年改定を行った、町地域防災計画の中には、町の防災対策の推進にあわせて、町民の皆様御一人おひとりが防災に対する正しい知識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身に着けることが重要であるとして、防災知識の普及を掲

げております。防災知識の普及にあたっては、高齢者や障害のある方等、特に配慮を必要とする方への広報を的確に行うなど、わかりやすい広報資料の作成に努めるとともに、町民の皆さんが興味の湧くような内容を盛り込むことも防災意識を高めるために有効な手段であると考えております。今後も、防災教育や防災訓練等、各種集会等あらゆる機会をとらえて、わかりやすい広報・啓発に取り組み、防災知識の普及と防災意識の向上に努めて参りたいと思っております。

また、自主防災組織のような地域で支え合い地域力を高め、共助組織の体制を整備をしていくことへの支援や情報提供も引き続き行っていきたいと考えております。自主的な防災活動を行うことで、意見交換ができ、地域の皆さんで更に考えるきっかけとなっただけであればと思っております。

以上で、田久保浩通議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

田久保浩通君、再質問ありますか。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

それでは、1点につきまして質問いたします。

防災備蓄倉庫は平成23年に発生した東日本大震災を教訓2カ所から6カ所に増やしたとのことですが、これで災害時における対応が十分できるのか、あるいは今後増やす予定、計画があるのかどうかお聞きします。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

避難所といたしましては、鋸南町におきまして14カ所設けておりますので、その他公的なものでは、すこやか、鋸南小、奥山、大崩等があります。そちらにつきましては、備蓄倉庫をですね設けてない所がございます。6カ所で足りるかということですが、この辺につきましては近隣の場所にです、例えば鋸南小学校におきましては役場の方にありますし、すこやかにつきましては道の駅保田小学校の方にもあります。そういうような観点から6カ所で今現在のところ対応しているところでございます。なお、食料等につきましても当然多ければ多いほど良い訳でございますが、町長の答弁にもありまして5年の賞味期間等によりまして費用等もかかってきますので、そういう中におきまして10%3日間というような体制を取っております。御理解をいただければと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

鋸南町は海岸に近い住宅地もありますし、山間地域もあります。大雨が降った場合、あるいは津波が来た場合色々心配されますが、備蓄倉庫があればあったほど良いんじゃない

ないかという気がいたします。もし、そういった今後検討していただければ大変ありがたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今先ほど言いましたとおり、奥山・大崩地区等もですね避難所として設定しておりますので、そちらの方面について旧佐久間小学校でまかなえるかというような点もありますので、今後とも検討をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

是非検討をお願いしたいと思います。

2点目について、防災情報の伝達それについて質問させていただきます。

現在、町では防災行政無線とあんしん安全メールにより情報伝達を行っているとの答弁がありました。防災行政無線では地域によっては聞きづらいという声も聞いています。この状況をどう把握していますか。また、あんしん安全メールによる情報伝達のその効果と利用状況が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

屋外の広報無線・行政無線については、ほぼ全域ですね聞けるような状態になっているというふうに判断しております。しかしながら戸別受信機等につきましては、地域で申しますと岩井袋地区が他地区と比較いたしまして受信状態が劣るというような調査を行った結果が出ております。その他には、山間部で北側に高い山をしょっている地区等において少し聞けない難聴になっているということが調査の結果出ているところでございますので、今後ともですねその対応としてアンテナ等の設置等考えましの難聴解消に努めていきたいというふうに思っております。それからメールの関係でございますが、安全あんしんメールにつきましては、利用者が登録することにより情報を受けられるということになります。これまでにですね、メール発信において特に大きな苦情は出ておりませんので必要なことと捉えていただいているというふうに考えております。平成28年の4月1日現在で、登録者については1,084人ということになっている状況でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

多少聞きにくい場所があるけれども大体大丈夫だということで安心いたしました。ま

た、今後あんしん安全メールに関しては登録数がどんどん増えていくと思います。また、そういうPRも是非必要なんではないかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

再質問よろしいでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい。

○1番（田久保浩通君）

別荘などに居住している方も居ます。一時的な滞在者に対する防災無線受信機は無いというふうに聞いていますが、この人達に対する防災の伝達をどう考えていますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

戸別受信機の貸与につきましては、内規が定められておりまして対応対象者といたしましては、町内住民登録者である未設置の個人の家庭に戸別受信機1台のみ貸与する。それと、町内の企業というふうに定めておりますので、議員おっしゃるとおり別荘の方については配布をしていない状況でございます。これらの方については屋外の広報無線での伝達となります。また、土砂災害警戒情報等の発表を受けて場合におきましては、町が避難勧告等を発した場合、県の防災情報システムに避難勧告等を発した旨入力することによりまして、情報がですね伝達されてテレビや、ヤフージャパン等に届き、視聴者に伝受されということでございますので、そういう大きな状況になった場合においてはそういうテレビ等でですね把握していただくというような状況になろうかと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

はい、よく分かりました。

個人によっては是非そういう受信機が欲しいというような声もあると思っておりますので、そういう人達には何かの形で伝えていただければありがたいなと思っております。

次にですね、あってはいけないことですがけれども災害が起きた場合、そういう場合における職員の体制はどうなっていますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

地域防災計画でも記載してございますが、第1配備といたしまして、大雨の注意報が出た場合におきましては総務企画課長と防災の担当が詰めるということになります。第2配備といたしまして、大雨警報が出た場合におきましては、総務企画課長・消防主任の他に・総務企画課・建設水道課・地域振興課の管理職及び担当職員、要するに関係部署がですね詰めるというような形になります。第3配備でございますが、これが土砂災害警戒情報が出された場合におきましては、大規模な災害が発生するおそれがあるとい

うことになりまして、全課長・全室長・管理職全員と施設長及び先ほど申しました、総務企画課・建設水道課・地域振興課の職員の配備という形になります。第4配備につきましては、大規模な災害が発生した場合には、先ほどの第3配備の他に、他の職員もですね、必要とする職員があれば出ていただくということになります。第5配備これは、町内全域に大規模な災害が発生した場合におきましては、全職員の対応というようなことで規定があるところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

しっかりした体制ができているということですので、是非迅速に行動していただきたいと考えています。

3点目の質問に入らせていただきます。

防災意識向上の取り組みについて再質問させていただきます。

東日本大震災の教訓から私達がすぐにできることはあります。各家庭で防災グッズを準備するのはもちろんですが、家族で連絡手段や安否確認の方法を日頃から話し合っておくことです。もちろん既に話し合い備え万全の家庭も多いと思いますが、当たり前のこと、しっかり確認し合っておくことが防災意識向上に繋がると考えますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

当然、町民一人ひとりがですね防災意識を高めていただくということが必要であると思っております。町広報誌での啓発・学校教育・防災訓練、あるいは消防団活動などあらゆる場面におきまして町民の皆さんに日頃からの防災に対する考えをですね伝えていき、また認識をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

防災意識向上の取り組みは早ければ早いことにこしたことはありません。小学校・中学校でも当然年間計画を立てて実施していると思いますが、鋸南町では防災教育にどのように取り組んでいますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

教育委員会で防災教育をどのように行っているかということにつきまして、若干保育所・幼稚園・小学校・中学校での状況について申し上げたいと思います。

保・幼・小・中、それぞれ「防災マニュアル」を現在作成しております。毎年度、安全指導計画を立て、それに沿って避難訓練等を実施しております。例年実施している「地震、津波を想定した訓練」を中心に若干申し上げますと、保育所ではですね、年に4回ほど実施しておりますが、号令と共に園庭に避難させ、小学校の屋上に逃げる訓練を中心に行っております。0歳児はベビーカー、2.3歳児は乳母車での訓練も行っております。9月の訓練におきましては、特に小学校と合同で行いますけれども、5.6年生が2.3歳児の手を引いて屋上に逃げると、こういう訓練も行っております。幼稚園でありますけれども、8月を除いては全ての月において実施をしております。地震と共にですね、机の下にもぐって、防空頭巾をかぶり、裏山に逃げると、こんなことを行っております。

今年度は特にですね、スクールバスで幼稚園児を送迎しておりますけれども、その際に津波警報が発令されたこれを想定いたしまして、11月24日と昨日の12月5日ではありますが、実際に登園中のバスを止め、高台に避難する訓練を、行ったところでございます。小学校では、5月と9月、2回ほど実施しておりますけれども、地震発生がしたということで、城西大学のセミナーハウスに逃げる訓練を、避難する訓練を行っております。距離も遠く、高いですから、車にも注意をしながら、訓練を行っております。中学校であります。9月と10月を中心に実施しております。もうすでに高台にありますので、校舎3階に避難する訓練を行っております。2年生については、授業の中で社会科においては自然災害の授業、体育科の授業では、安全に関する分野の中で、避難する際の持ち物等の勉強をして望んでおります。

この他の全体を通して年1回になりますが、保・幼・小・中一斉に避難訓練を実施した時に保護者の方に学校・施設まで迎えに来ていただく「引き渡し訓練」も行っております。

危機意識を持って、子供達の防災教育に今後も努めて参りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

ありがとうございます。

継続的な、継続的に実施することが非常に大事だと思いますし、あらゆる場面あらゆる場所です。意識を持たせていただければと思います。

次に移らせていただきます。

「災害は忘れた頃にやってくる」と言います。大地震や豪雨など自然災害は人の力では止められません。しかし、災害による被害は私達の日々の努力で減らせると思います。物を備えるだけでなく、知識や意識を備えることが大切だと考えます。年々一人暮らしの高齢者が増えています。防災知識普及にあたっては高齢者や障害のある方など特に配慮が必要な人には、広報的確に分かり易い広報資料を作成し、あらゆる機会を捉えて

分かり易い広報啓発に取り組み、防災知識の普及と防災意識の向上に努めると先ほど答弁がありました。高齢者の中には、歩行困難なため避難訓練などに参加することのできない方も居ます。このような高齢者の身の安全をどう守っていくか、今後の大きな課題だと考えます。現在、民生委員を中心に様子確認など声かけを行っています。また、区長自ら声かけに回っている地区もあると聞いています。日頃の声かけはもちろん、地域に危険な場所があれば知らせておく、近づかない、避難経路を確認しておく、声かけの折に防災の必要性を話すこと、こういったことが大変大切なことだと思います。

そう考えますがいかかでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

おっしゃるとおりでございます。町といたしましても防災にあたりですね区長会、あるいは民生委員会等にですね出向きまして防災の特に地域防災計画にあたっての要支援者名簿の作成、これにつきましてお願いをさせていただいたところでございます。その他福祉事務所ということで鋸南苑さんの方でございます。災害時には受入態勢を取っていただきたいということで契約も結ばさせていただきました。一人でも多くの方に逃げてくださいということの中で安全・安心を考えた町づくりにしていきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、田久保浩通君。

○1番（田久保浩通君）

最後に、現在勝山地区で5カ所、保田地区で1カ所自主防災組織が作られました。今日は多くの区長さんの皆さんが傍聴にいらしています。危機管理意識を持って、「自分の身は自分で守る」「地域は皆で守る」地域を支えあう自主防災組織は必要です。今後各地区で自主防災組織の声が上がることを願ひまして質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤茂明）

以上で、田久保浩通君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩し、午後1時30分から会議を再開いたします。

…………… 休憩 ・ 午前 1 時 3 0 分 ……………

…………… 再開 ・ 午後 1 時 3 0 分 ……………

◎一般質問

◎10番 笹生正己君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、笹生正己君の一般質問を許します。

10番 笹生正己君。

【ベルが鳴る】

○10番（笹生正己君）

私はこの12月定例会に先立って2件質問を通告してありますので、順次質問をさせていただきます。

まず、社会一般的なこととして安倍政権が長時間労働にメスを入れ、生産性を向上させる狙いから労働改革に力を入れております。例えば、ドイツの労働時間は日本の1,729時間に対して358時間も短い1,371時間。そしてまた、労働生産性は労働時間あたりのGDPでドイツ64.4ドルに対し日本では、はるかに少ない41.3ドルです。政府が労働改革の必要性を説くのは当たり前と存じます。かつて、日本経済を支える働き蜂と称された日本人には一朝一夕では変えることは難しい問題であることは事実であります。変えていかなければならないことでしょう。一般企業のことではないと言われる方もおいでになるかもしれませんが、公務員・自治体職員も教職員もある意味同じであります。仕事が楽になるはずのパソコンが普及し色々な点で便利になってきていますが、労働時間が減っている実感はないのではありませんか。仕事場で残業、あるいはサービス残業をしても終わらないのでメモリに入れ持ち帰り、家で続きをしてウィルスに感染した自宅のパソコンから個人情報が増えるという報道は如実に物語っております。教員の多忙さについて教育委員会ではこの町の実情をどのように把握し、どのように考えているのか伺います。

続いて、生徒のいじめについて伺います。これについてはどうしても福島から横浜に自主避難した家族のことに触れない訳には参りません。皆さん御存知のことですので割愛しますが、あまりにも心無い加害者、間接的に放射能や賠償金について認識の無い周囲の大人達。そして、何より相談を受けた担任教師や両親が心無いことを言われたとする副校長など学校側。さらに、東京でも同じいじめがあったことがネットのニュースでありました。完全不登校になる前に引っ越し、これは半年です。その先の学校で全校生徒の前で福島から来たと紹介されてその生徒は同じいじめが繰り返されたそうです。また昨日のニュースでもやっていたけど、新潟に避難した児童にはいじめを相談した担任教師が子供達の内いじめと同じく、ばい菌呼ばわりしたそうです。いたわるべき人達を追い詰める、思いやりの心の欠如はひどいといしか言いようがありません。痛ましい事件が繰り返し起き、大津市の中学2年男子の自殺した問題を受け、3年前2013年9月いじめ防止対策推進法が施行されました。そして、今年の10月27日に文部科学省は昨年度に全国の学校が認知したいじめについて22万4,540件で調査がはじまった1985年以降過去最多であったと結果を公表しました。ちなみに、千葉県では2万9,665件と一番多い数字になっていました。この鋸南町では子供達の非行やいじめについて現状をどのように把握しているのか伺います。

続いて2件目に行きます。

これは町の特産品についての考え方を伺います。豊かなまちづくり寄付金、いわゆるふるさと納税の寄付金に対する返礼品・特産品は多くの自治体でアイデアを出し、あるいは公募選定をし本来のふるさと納税の主旨とはいささか違うような気がしますが、いかに寄付をしてもらえるか競っています。鋸南町でも今までの返礼品に宿泊券を中心とした返礼の充実をするようです。また、町で新たな特産となり得る加工品の開発を促すために都市交流施設内に加工所を整備いたします。新たに特産品や加工品で多くの方々が欲しい買いたいと思う、いわゆるヒット商品を生み出すことは多くの本当に多くの人々が考えて試行錯誤を繰り返しているところで、なかなか実現は簡単なこととは言えない現実があります。逆にちょっとしたアイデアで生まれることもあるということも事実あります。特産物の開発について鋸南町は町としての考えをどのように思っているのか伺います。

これで1問目の質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君の1件目の質問については、教育長から答弁を願います。
教育長 富永安男君。

〔教育長 富永安男君 登壇〕

○教育長（富永安男君）

笹生正己議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「教職員の過労・生徒のいじめについて」お答えいたします。

御質問の1点目、「教職員の勤務時間についても、かなり制約される時間が多いと聞きますが、町の実情はどうか」についてであります。教職員の勤務時間は、千葉県教育委員会が定める学校職員の勤務時間等に関する規則において、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分と規定され、月曜日から金曜日まで、1日につき午前8時から午後4時45分までの7時間45分となっております。ただし、学校長が学校運営上必要と認める場合には、勤務時間の割り振りや週休日への振り替えを行うことができるとされております。議員御承知のとおり、昨今の日本の学校現場においては、社会構造の急激な変化への対応、家庭・地域社会の教育力の低下に伴い学校への過度な期待、あるいは子どもの学ぶ意欲や学力の低下、さらには、いじめや不登校などの複雑・多様化した課題等が叫ばれております。これらの課題等を背景として、多忙感を抱いている教職員が少なくないというのが実態となっております。平成26年度に千葉県教育委員会が抽出で行った県内小・中学校に対する勤務実態調査では、正規の勤務時間を超えた時間数は、小学校で1日平均約2時間30分、中学校では1日平均約2時間45分となっております。鋸南町の実情であります。わが町も同様、学校の先生方の勤務時間は伸びている傾向にあり、鋸南小学校、鋸南中学校の先生方も帰宅は早くても6時半から7時、夜の8時、9時まで学校に残っていることも少なくありません。特に、今年度は、去る11月25日に開催された安房地区教育委員会連絡協議会指定の公開研究会がありましたので、その準備・対応にさらに時間を要したところであります。小学校の先生方は、毎日、子供達

と共に全時間を過ごし、授業の合間や昼休みなどを惜しんで、保護者との連絡ノートを整理している他、放課後には翌日の教材準備や指導案を作成するなど、日々業務を行っており、体操大会や音楽会などが近づくと、さらにそれらの練習に放課後の時間を費やすこともあります。併せて、英語の必修化に向けて、先生方一人ひとりの資質向上も求められておるところでございます。一方、中学校においては、教科担任制となっておりますので、昼間、若干の空き時間等もありますが、授業の準備や生徒との生活ノートの整理、あるいは教室に入れない生徒や、日本語指導を要する生徒等への個別的な指導、さらに放課後や休日における部活動の指導などが、日常的に求められております。小・中学校ともに形態は異なりますが、発達障害が疑われる特別な支援を要する児童・生徒の他、不登校やいじめに対する個々対応の増加など、学校現場が抱える課題が多様化し、これら諸課題に対応するための研修会への参加などは、先生方が忙しくなっている要因ともなっております。先生方自ら、心身にわたる健康の増進を図り、さらに自己啓発のための創造的時間を拡充していくことは、公務能率向上の面からも、労働時間短縮に向けた取り組みは、極めて重要な課題でありますので、学校業務の特殊性に伴う先生方一人ひとりの勤務実態について、今後も、両校長先生に対し、適正な管理・把握に努めていただくようお願いして参りたいと考えております。今日、学校教育に対する大きな期待が、先生方へ過度なプレッシャーとなっているのではないかとも思われます。学校や先生方に対する負担軽減を図るためにも、家庭教育、社会教育との三者連携した教育というものを充実させていくことが、極めて重要でないかと考えております。そこで、現在、国において地域と学校とが連携・協働して、地域全体で子供達の成長を支えていく地域学校協働活動を強く推進しておりますので、教育委員会としても、国の事業を活用し、学校の求めと地域ボランティア活動とを結ぶ地域コーディネーターを配置することによって、できるだけ学校現場の先生方の負担を軽減し、授業や生徒指導に少しでもゆとりをもって対応していただくような体制整備に努めて参りたいと考えております。

御質問の2点目、「非行やいじめについて鋸南町の現状をどのように把握しているのか」についてお答えいたします。まず、非行についてであります。非行とは、法律的には14歳から20歳未満の少年たちの社会に背く行為、反規範的行為とされており、万引き、薬物使用、恐喝、暴力行為などがこれにあたります。喫煙、飲酒なども当然含まれることは言うまでもありませんが、非行の低年齢化に伴って、現在では概ね12歳以上の子供達も、刑罰法令によっては少年法が適用されることもあるとされております。鋸南町の非行の実態であります。中学校において、先生方との若干のトラブルや生徒間同士の喧嘩など報告されておりますが、補導されるようなことには至っておりません。

次に、いじめに関してであります。今議会定例会において、いじめ防止対策推進条例の制定をお願いしているところでもあります。現在、学校現場においては、いじめ防止推進法により義務付けられた、学校いじめ防止基本方針を平成26年3月、すでに策定しており、いじめ対策に取り組んでおります。いじめは、起こり得るものでありますので、普段からの児童・生徒の観察に加え、いじめアンケート、授業時間以外での児童・生徒の人間関係の観察、スクールカウンセラーによる児童・生徒への教育相談、さらには学

期に一回の巡回教育相談等々を実施し、両校とも、いじめの早期発見に努めております。また、問題行動と思われる事案については、特に緊急対応を要する場合を除き、毎月実施している校長会議や生徒指導会議の中で教育委員会へ報告を求め、情報の共有、問題の解決に向けての対処、検討を行っております。毎年、県に報告している問題行動調査ではありますが、平成 27 年度のいじめ事案は、小学校 1 件、中学校 21 件と報告されておりますが、その内容は「冷やかしからい、悪口」「叩かれる、蹴られる」「ラインでのなりすまし」などで、教師による発見、アンケート、本人や保護者からの報告等により判明しております。「常にいじめは起こるもの」と肝に銘じ、児童・生徒の些細な変化も見逃さないよう、早期発見と解決に向け、最大・細心の注意を払って対応していかねばならないと考えております。なお、中学校においては、昨年度赴任した相良校長先生自ら、全校生徒対象に道徳の授業を展開し、全校各学級から積み上げられた、いじめに対する問題意識が、生徒会の総意という形で集約され、7月14日全校集会において、生徒会発願により「全校いじめゼロ宣言」が採択されました。昨今の世相を見れば、いじめの問題は、決して学校現場のみに存在しているものではありません。むしろ、子供達がいじめの問題は、実は我々おとな社会の反映ではないかとも言われております。わが町の子供達のために先生方は、日々、懸命になって学校教育に取り組んでいただいておりますが、さらなる生徒指導に御尽力いただくと共に、保護者はじめ地域の方々の御理解と御協力をお願いし、関係機関とも連携させていただきながら、わが町のいじめ防止対策に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

以上で、笹生正己議員の1件目の御質問に対する答弁と致します。

○議長（伊藤茂明）

次に2件目の質問については、町長から答弁を願います。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

笹生正己議員の一般質問の2件目、「町の特産品について」お答えをいたします。

地域を代表する特産品は、生産量の多いもの、品質の優れたものなど、気候や風土、地域産業の歴史的な経緯、地理条件などを生かし、生産、加工されてきました。鋸南町では、一次産品として、農業分野では食用菜花や日本水仙、花卉栽培のカーネーションなど、そして漁業分野では東京湾沿岸、あるいは近海で漁獲された魚介類、更には養殖魚などが特産品として知られているものと思います。また、加工品では、魚の干物や、ワカメ、ヒジキなどの乾物類が、土産物や一般食材として町内外に流通しております。

さて、御質問の特産品開発に関してであります。過去には、町内各種団体や商店、町の研修会などを経て、枇杷葉茶、師宣漬けなどの商品、クジラ文化を活用した各種商品、道の駅弁第1号となりました、ジンタの押しずし、季節のマドレーヌなど、様々な商品が開発されてきました。全国的にも、特産品の開発は、地域の活性化や産業振興の観点から、6次産業化や農商工連携などの手法により、国や自治体の補助事業を活用をして、盛んに行われております。特産品の販路も、今までのような店頭販売から、イン

ターネットなどを利用した通信販売、ふるさと納税の返礼品や国外への出荷など、多様化して参りました。自治体としての考え方ですが、町の活性化、産業振興の観点から、特産品開発を積極的に推進していきたいと考えております。その取り組みに関してですが、1点目は、今回整備をします道の駅保田小学校の加工所の活用により、特産品の開発を支援をしていきたいと考えております。今回整備します加工所につきましては、議員全員協議会でも説明をさせていただきましたが、各種の試作をはじめとする商品開発等を行うことのできる研修施設として整備を進めております。単なる試作及び商品開発のみならず、加工品の製造及び販売を要望する意見もあることから、研修・体験スペースと、加工スペースを分けた構造といたしました。加工品の製造・販売のため、利活用いただき、より多くの特産品が開発されることを願っております。

2点目は、雇用創造協議会による特産品の開発であります。菜花・花、旬の食材を事業テーマとして、それぞれ試作品に取り組み、2年目を迎えています。菜花は、ピューレやパウダーなどの一次加工品や「おやき」などの単品を試作品として作っており、町内店舗での試験的な販売も予定をしていると伺っております。また、花の活用では、頼朝桜の花びらを使用した染め物や塩漬けを試作品として作っており、それぞれの活用方法を検討されております。さらに、旬の野菜や果物、魚介類を使った試作品作りにも取り組んでおります。いずれも、町内の飲食店や、お菓子・土産物を製造販売している事業者が、それぞれの技術やノウハウを生かし、商品化・販売をしていただこうと考えているものであります。

次に、3点目の取り組みであります。町の貴重な資源である特色ある農水産物を有効に活用し、更に付加価値を高めた商品にするため、農水産業者と商工業者の連携による商品開発を支援をしていきたいと考えております。農水産業者が自ら生産物を加工するには、技術の習得や人材の確保、設備投資など、様々な課題、リスクが発生しますが、既に技術やノウハウを持っている商工業者が、地元の原材料を加工することで、地域資源の効率的、効果的な活用が期待できます。物や人が集積される直売所は、農水産業と製造業などの異業種による連携など、新たな商品やサービスを生むのには格好の拠点となっています。また、店頭での消費動向が把握できることから、消費者や販売者に好まれる商品、売れ筋の商品の開発にいち早く着手することができると思います。議員が御指摘のとおり、特産品開発は簡単なことではありませんが、鋸南町を訪れてくださった方々に、美味しい鋸南の特産品を提供できれば旅の記憶にも刻まれ、また、地元へ帰って配ってくださるお土産が鋸南の特産品であれば、最高のプロモーションにもなる訳であります。また、ふるさと納税の返礼品として、地域資源を活用した、より良質で特徴的な商品のラインナップができ、財政的な効果と、町のPRにも繋がってくると思います。特産品として可能性がある商品、取り組みに関しましては、国県の補助事業の活用や、町独自の財政的な支援策を講ずるなど、積極的かつ柔軟な対応を図って参りたいと考えております。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

笹生正己君、再質問ありますか。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

先ほどの教育長の答弁で再質問を色々準備していたんですけど、ほとんど答えていただきました。ですが、先生の労働時間の管理それを校長にお願いしてあるということなんですけど、教育委員会の方でもお願いしたからというだけじゃなく、連絡を密にして今後も取り組んでいただくことをお願いいたします。

そして1点だけ伺いますけど、東京都内の何区だったか忘れたんですけどテレビ報道されていまして。先生が中学の先生が部活に対して一生懸命やればやるほど時間がかかるということで、それを問題視したその区の教育委員会ではフィットネスクラブと提携してそこで派遣してもらって負担を軽くするというのをやっていたんですけど、先生の負担を減らすということは子供達を見る時間それも大切ですので、そういうことも良いかと思います。ここで言ったら鋸南町にはそういう対象のクラブは無いかと思うんですけど。例えば先ほど他の議員に聞いたんですけど剣道をやっている方がその自分の腕っというんですか、それで子供達を教えにいつているとか、以前はサッカーもそういうことがあった。一般の方々が無償で確か無償だったです。無償で教えてくれる、そういうのがもっとあれば先生方の負担は幾分かでも軽くなると思うんですけど、どのように考えているでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

議員御質問の外部の人を採用して、そういうことについてどうかということで答えます。現在、鋸南中におきましては、11の部活動がございまして、先生方が部活動の顧問をしている実態でございます。この外部からの指導者の関係でありますけども、現在柔道の授業に関して申し上げますと、今年で5年目となりますが、国の委託を受けて県から外部指導者1名これが配置されております。ただ議員御心配いただいている部活動に関しましては、正規の外部講師、教育委員会としては採用してございません。ただ、2、3の部活です、今お話ありましたように御本人の御協力・御厚意により、指導いただいているこういう実態はございます。全ての部活に外部講師、色んな制度を利用して配置させていただければ、その分先生方の負担は軽減されるので本当にありがたいことだと思っておりますけれども、現状を考えますと人材の確保、予算面そういったものにおきまして、現実的にはちょっと今の現状ではハードル高いかなとそういったこととございます。近隣の状況聞いてみますと、同じような状況であると伺っております。ただ、その上で外部講師を採用していく場合の懸念事項と若干考えていることがございます。それはですね、生徒に対する指導内容でございます。一般的に、現役の職員の先生方ですね生徒指導という観点から部活動を指導する。重きにおいているということとございます。一方で専門的なスポーツの指導者の方どちらかという、結果主義・成果主義

これを重んじるという傾向にあるとも伺っておりますので、学校や顧問の先生方と、その指導していただける方との指導方針とが噛み合っていないと、子供達も戸惑ってしまうとこんなことが考えられます。いずれにしましても、先生方の負担が軽減できるようなことありがたく御意見いただいておりますので、学校でも今後、教育委員会でも検討して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

先生方が多忙であるということは、次にいじめに対する質問があるんですけど、いじめを認識する可能性が低下するということにも繋がると思います。学校側の工夫、また逆に先生方に対する負担の軽減、今後も続けて行って模索してもっと良くなる方法を模索して欲しいと願っております。

次の質問に移ります。全てが、これは答えられた。単にいじめと言っても様々です。先ほど教育長もおっしゃっていましたが、暴力・金品を奪う・欠点をからかうなどなど、あだ名を付けられても今は本人がいじめと思ったらいじめだそうです。私も子供の時、中学1年までは虚弱体質で背も低くて徒競走をやってもいつも後ろから1番目か2番目だったです。いわゆるいじめの対象者だと思います。はずかしいと思うようなあだ名も付けられたこともあります。でも当時の先生はもちろん生徒の大半にあだ名があったし、事実ということもありますので深刻に考えた記憶はございません。教育委員会ではいじめとはどのように考えているのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

教育委員会ではいじめをどのように考えているかということでございます。法律に規定をされている定義と、同様に考えております。したがって、今議会をお願いしております条例の制定にあたりましても、いじめとは、「当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義させていただいております。ただこの定義・表現によりますけれどもこれに沿って、今後教育委員会としても考えて判断していく訳でございますが、ただ現状はですね、ふざけているのか、いじめであるのか、なかなか判別できないというような現実があると思います。子供同士のトラブルも様々でありますので、いじめの程度というものを、的確にとらえていくには、とても難しい問題はあるというふうに思っておりますが、この定義に沿って考えていきたいと思っております。いずれにしても、些細なことを見逃さないということが、このいじめの主旨でありますのでこれから検討・対応を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

少年の手記を、横浜の少年の手記を掲載したその報道、その同時に評論家の意見、談話が記されていました。「認知件数が過去最多にになったのは子供の実態に則して軽微な内容も汲み取ろうとした教職員が努力した結果である」と肯定的に捉えるべきだというのが載っていました。もとえ、これはいじめの手記の日じゃないです。私もそのように思いますし、同時に先生方に敬意を表するところでもあります。ですが、この町でもある、いじめがある事実を聞きました。最近聞きました。だからこの7月14日に全校いじめゼロ宣言その前であったか、後であったか、私はそこまで確認しておりません。子供が泣いていたと、これ小中学校も言わない方が良くと思うんですけど、泣いているところを親が見つけて聞き出したそうです。メールで嫌がらせをされて、そして泣いていたんだそうです。その親が子供に「学校は人生のほんの一部だ。勉強なりスポーツに打ち込み見返してやれ。それでも我慢できなければまた私達に言いなさい。何があっても守る。決して君は一人ではないのだから」と諭したそうです。最近随分明るさが戻ってきたようですので安心して、その安心が気持ちの持ち方を幾分でも良くしたのかと感じました。このスマートフォンや携帯を使ったいじめですか、死ぬとか随分辛辣なことを書かれます。口で言うよりも辛辣になる傾向が感じられます。通信媒体を使ったいじめにはどういう策があるのでしょうか。伺います。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

通信媒体を使ったいじめに対して対策はということでございます。今やほぼ全ての中学生鋸南中でございますけども、申し上げますと携帯ですとかスマホをほぼ全員持っている現状と聞いております。通信媒体に対する対策につきましてはですね、県において平成23年度からの状況を申し上げますと県民生活文化課というところが、青少年ネット被害防止対策事業いわゆるネットパトロールというものを実施しております。この事業でありますけども、専門のネット監視員さんが、パソコンと携帯電話を駆使いたしまして、県内全ての中学生・高校生を対象が行っているSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）について、監視を行っておりまして、問題のある書き込みを発見した場合には、その緊急性に応じまして、それぞれの教育委員会に連絡をくれたり、直接にですね書き込みをした生徒に削除を求めたり、併せてその生徒に指導を行っていると、こういうことを行っております。その中で特に自殺につながる事案ですとか、過度なネットいじめ、これら事件性の高いものにつきましてはですね、学校・教育委員会・警察と直ちに連絡を取りながら早期に対応するということにもなっております。鋸南町の状況でありますけども、昨年度この通信媒体の件の報告がありましたけども、いじめではございませんが、中学生が自分のブログに他人の個人情報を掲載をしたと、そのことがネットパト

ロールから指摘をされ、削除するように指導されたということが報告を受けております。このようなこともありまして、本年7月でございますが、中学校の全校生徒を対象に、情報モラル教育といたしまして、千葉県警から職員を派遣していただき、スマホの使い方など、特に保護者の方にも参加していただきまして2時間学習をさせていただきました。警察のほか、民間企業も専門的な啓発事業を行っておりますので、今後も引き続き通信媒体に対する対応を進めて参りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

再質問はありますか。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

今いじめがあった事例を1件だけ話したんですけど、その親御さんですね学校の担任の教師にこういうことがあるということを話したそうです。その親御さんは先生にしばらくして会ってその後の話をしたそうです。そうしたら、その話を他の先生、あるいは教育委員会に話してない、全然報告してないと感じたそうです。このいじめ防止対策推進法によると公立の教職員は法で義務付けられた学校内のいじめに関する情報共有を怠った場合、懲戒処分の対象となりうるということです。このような話を聞いて今後の対応をどのようにしようと思いませんか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

教職員の懲戒の処分の関係とのことでございます。去る10月12日に開催されました、文部科学省の有識者会議におきまして検討された項目の一つだそうですが、「教職員が、学校内でのいじめに関する情報共有を怠った場合、地方公務員法上の懲戒処分の対象になり得ることを周知すべきである」とこんな検討がなされたらと、そんな記事が報道されました。その一方でですね、この件に関しては「教職員の多忙さが指摘されている中で、情報共有を怠ったかどうかの認定には難しいんじゃないか」あるいは「教員の委縮にも繋がるのではないか」との指摘もあることから、慎重な運用が求められるというような記事もございました。この懲戒処分の件につきましては、文部科学省、県教育委員会から、まだ具体的な方針等示されておられません。このいじめ防止対策については3年を目途に見直しをするという国の方針の中で今年度中に方針を出すと同っておりますので、それを待ってこの件については対応していきたいと、この動向を注視して参りたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

いじめというのは、かなり卑劣なものもございます。少しでも無くなるように対策、努力をしていかなければならないことは当然のことですけれど、大人も含めてどこの世界でもいじめと言えは存在しますし、報道もされます。悲しいことに人間が人間である限り皆無にすることは難しいことではないかと考えます。そこでいじめられても、追い詰められても、最終的な選択をすることの無いような教えが必要と考えます。先ほど校長自ら中学生に道徳を指導していらっしゃるという言葉伺って、それが全部じゃないかもしれないけど、ここの子供達のためにはなってくれればと念ずる以外にはちょっとございませぬけど、宝であるとする子供達、勉強・スポーツをすることも大切ですが、我慢することも、人間の痛みを知ること、命の大切さを知ることさらに大切なことと思います。地域の人間としては声かけ・挨拶くらいしか私どもできません。御家族の方々と共に先生方の一層の御努力でいじめがなくなる、いじめに負けない子供達を育てていただきたいとここでお願いし、次の質問に移ります。

寄付金に対する返礼金のことをちょっと書いてあったんで1問だけ総務課の方に伺います。必ずしも返礼品が特産品でないことは理解できます。ですから鴨川市の有名な清酒が入っていても特に問題とは思っていません。ですが、当然鴨川市の謝礼品にはその蔵の酒が載っています。ちょっと面白い数字があるので、ここで述べたいと思いますけど、1万円コースには税抜き 2,940 円の清酒一升です。3万円コースには同じく2本合せて7,600 円。5万円コースには4万6,297 円。これは8%加えると5万円です。これは5万円コースに5万円てのはおかしいんで何度も見ました。インターネット、ネットで見直しましたがそうになっておりました。20万円コースには税抜き9万2,593 円。それぞれ各コースにこの蔵のお酒が載っています。鴨川市には筋を通すという言い方は変かもしれませんが了承っていうんですか、筋を通してのことだと思いますけど、どのような対応を鴨川市はしていたかここで伺います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

ふるさと納税の返礼品につきましては、鋸南町豊かなまちづくり寄付金に寄付された方へお礼として地元企業や事業者から提供いただいた、ふるさと特産品を贈呈するということになっております。返礼品の募集につきましては、鋸南町豊かなまちづくり寄付金特典出品事業募集要綱によりまして、その要件が記載されております。鋸南町町内で栽培・製造・加工・販売・サービス等が行われているもの。その中において鋸南町の特産品として広く認められているもの。もう一つとして、鋸南町の魅力を体感できる懐かしんでいただけるもの。その他として、鋸南町のPRに繋がる商品となっておりますので、今回の返礼品についての鴨川市さんの事業者が行っている中におきましては、鋸南町は見返り美人酒をふるさと産品育成という中において商品化され、長年鋸南町の歴史民俗資料館で販売をしているところでございます。そういう中におきまして、当然返礼品としてですね対応できるものだと思っておりますが、ただ今回の場合においては見返

り美人酒と名酒を組み合わせるの産品ということになっておりますので、鴨川市さんの方にはその旨お話をさせていただいたところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

すみません。私は鴨川市さんの対応がどうだったのか伺ったつもりなんですけど、話してあるということで良しとします。

ちょっとだいぶ飛ばして、今現在ですね特産品についてです。健康志向が高まり健康食品の宣伝販売を大変多く見聞きします。自分事で恐縮なんですけど、私は食さないんですけど、菊芋・エゴマ・ハブ草こういう健康食品と言われるものを毎年栽培し、他人に送るっていうか、くれているっていうか、差し上げています。菊芋やエゴマは村、あるいは町をあげて特産品として売り出している地域もあるようになってきました。今エゴマで言えばJ Rのコマーシャルに、J Aのコマーシャルにエゴマせんべいというのがコマーシャルに出てきます。それほどポピュラーというか、広く知られるようになってしまいました。ですが、この中に先ほど言った中に健康植物のハブ草、ハブ茶。爽健美茶とか色々な健康茶の中に入っている種を作っているんですけど、この種子は、種ですね。この種子はこれを畑中に植えれば絶対商売になるからと10年ほど前に千葉の市議会議員から頂いたもので、毎年種を切らさないように作っているんですけど、昨年もっと譲って欲しいという人がいました。私は畑の隅とかに植えているんで、それほど余計作る余裕はありません。地域振興課ではこれを聞いてどのように思ったでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、地域振興課長 飯田浩君。

○地域振興課長（飯田浩君）

健康食品がですね多く出回っているということは承知はしております。こういったものに使われます新しい作物、こういったことにチャレンジするということは非常に有効でまた重要であるというふうにも考えております。ですので、今後農協さん、あるいは農業事務所といったそういう各種団体の専門家の意見等々も聞きながらですね、町内の遊休農地そういった所を活用しながら栽培等にチャレンジをしていけるように色々な所に働きかけをして参りたいというふうに考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問。

はい、笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

商品開発ということでコンテストを行った自治体があるのはテレビ放映されたこともあります。それで、100万円でしたかね、その時貰った報道の大賞者が最後に100万円を貰っているのを見たことがあります。そういう訳でコンテストを行えということじゃないんですけど、一つ提案として聞いていただきたいんですけど、小中学生これに地元の

特産品、あるいは加工品を考えてもらうということではできないでしょうか。例えばクラスによって個人でもグループでも良いかと思うんですけど。鋸南町でどんな野菜・果物・花卉が栽培され、どのような水産物がどの位捕れるのか調べることから始まると思います。地元のことを改めて見聞きすることになりますし、子供の目線で見ることによってアイデアまたはヒントが出てくる可能性もあるかと思っています。これに対してトロフィーや賞状、あるいは図書券などでたたえるということは考えられないでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長。

○副町長（内田正司君）

今笹生議員からの御提案でございます。ちょっと私の記憶がちょっと正しいかどうか分かりませんが、以前は親子での料理教室というようなものを公民館との活動の中で、主催がどこかちょっとすいません。失念しましたけども、そのようなことを取り組みもしております。それで今御提案のですね、当然小学校等でも総合教育というような授業の時間があります。どういう形でその取り入れができるかどうかということは、またそういう関係、教育委員会等との協議となろうかと思っていますし、またその特産品の開発という観点からいけば今、例えば雇用創造協議会で取り組んでいたり、また佐久間地区の活性化協議会等でも色々様々な活動をしようとしております。たまたま先日視察に行きました下妻の道の駅で今御提案のありました例えば菊芋の販売であったり、エゴマ油ですかね、そのような物も商品として並んでおりました。色んな形でですね可能性のあることについてはチャレンジをしていくべきだと思っておりますので、いずれかの形でですね、またそのような御提案を生かしていければと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

協議会を作ったから協議会に任せてそれでよしという訳じゃないと思います。町民あげてどういうアイデア、本当にちょっとしたことで出る可能性もあるものです。町民あげて考えていってもらうよう御指導をよろしくお願い申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

以上で、笹生正己君の質問を終了します。

ここで、暫時休憩をし、午後2時40分会議を再開します。

…………… 休憩 ・ 午後 2時29分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 2時40分 ……………

◎一般質問

◎6番 緒方猛君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、緒方猛君の一般質問を許します。

6番 緒方猛君。

【ベルが鳴る】

○6番（緒方猛君）

私は今回、高齢者交通事故対策の教育を実施すべきではないのかということと、広域ごみ処理施設建設についてという2つについて質問をしたいと思います。

時間的にもですね、ちょうど2時半を過ぎて3時頃になりますので、時間的には眠くもなりますが、私も頑張って質問しますので執行部のほうも是非よろしくお願ひしたいという具合に思います。

高齢者の交通事故については、昨今ですね、新聞・テレビ色んなことで地域も含めてですね全国的にも大きな人身が出たりですね、痴呆症の方が病院に突っ込んだりと言う話がいとまがありません。全国的に高齢者による交通事故の自動車とりわけ四輪車による事故発生が飛躍的に高くなっており、75歳以上でですね平成8年は全体の自動車の高齢者75歳以上の割合は28%だったんだそうです。それが平成17年10年経った17年にはですね、これは52%になっています。ですからこの10年間で75歳以上の4輪車による人身交通事故が24%も増えたという事実が一つあります。わが町はですね、生活上の交通アクセスからして免許証返納をするととても不便になってしまうと、そういう厳しさをですね過去に買い物弱者等々からですね病院に通うとかそういうようなことから何回も質問をしてきました。厳しい感じがします。そこで質問をしますけれども、一つ目、上記実態をどのように思いますか。二つ目、高齢者になると必然的に運動神経や、判断能力は低下し、一瞬のですね操作上の間違いから一生の悲劇を起こすことになってしまいます。そこで町民サービスとしてですね、この対策として私は考えたんですが技能とですね講座。実技と講座ですね。それをとても職員さん達がやってくれるわけにはいかならないと思いますので、警察署にですね依頼をして定期的に1年1回やったらもう2年も3年もやらないじゃなくて1年に1回は定期的にですね行い、意識向上を常に持ってもらうという繰り返しのですね教育をする考えはないのかということが一つです。

二つ目の広域ごみ処理施設の建設についてはですね、これは若干わが町単独でやっていることではないことは十分承知の上です。安房都市広域市町村事務組合ということをやっている訳ですが、それなりに関わりは当然あって最高の職としては町長が理事に入っておられるという具合に思っております。そういう面であまりなんと言いますかね、各論に入らないで総論的なところでですね、ごく浅い部分でこれだけ新聞等々に載っていますから町民が一体この辺はどうなっているんだろうという所までに限定して今回は質問させてもらいたいという具合に思っております。千倉大貫地区のですね環境影響評価、

それから土地の買収では既に2億1,000万円支出したが、入会地問題で土地は取得できなくて残念をしたと。その前に御案内の富浦大津地区計画でも2,300万円支出をして買収価格は高くなったということで土地の取得については残念をしております。そこで質問をしますが、既に支出をしたですね両方を足すと2億3,300万円になる訳ですが、これの金額の中でケチな話ですが、鋸南町の分担金はいくらになるんですかということの一つは聞きたいと思います。それから二つ目、現在広域ごみ処理建設が延期された状態である訳ですけれども鋸南町地区の衛生組合の大谷クリニックセンターの焼却施設の耐用年数はどうなっているんですかと。極端に言ったら館山みたいにはですね、そっちのほうには入らないというようなことにならないのかどうかその辺は町民としては心配ですのでその二つをとりあえず今回は聞きたいという具合に思います。

以上で第1回目の質問は終わります。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君の質問について、町長から答弁を願ひます。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

緒方猛議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の「高齢者の交通事故対策の教育実施を」についてお答えをいたします。

御質問の1点目、「上記実態をどのように思うか」についてであります。高齢者の運転する車による悲惨な事故が続き、運転技能の衰えた高齢者の免許の自主返納を促す取り組みが広がっているようであります。背景には、高齢者による交通事故が後を絶たない現状があり、特に75歳以上の人が運転をしていた死亡事故の割合は年々増加傾向にあるということがございます。警察では、高齢者に係る交通事故防止対策として道路標識の高輝度化・大型化、専用駐車区間制度の運用等、高齢運転者が安全に安心して自動車を運転できる交通環境の整備を推進をしております。同時に、高齢者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境作りの取り組みも進めており、多くの自治体でタクシーやバスの運賃を割り引く制度を設けております。しかしながら、全国的に過疎化の進む地域では、鉄道やバスの便数の減少や路線廃止が進むことなどから、買い物や病院への通院などに関し、マイカーに頼らざるを得ない実態があると認識をしております。世界的には、自動運転技術の開発が加速をし、自動ブレーキなども普及しつつあると聞き及んでおりますので、早急な技術革新と迅速な普及が求められてはおりますが、差しあたっては、車に代わる高齢者の足の確保について、地道な支援が必要ではないかと考えております。

御質問の2点目、「町民サービスとしてこの対策として、実技と講座を警察に依頼し、定期的に行い、意識向上を繰り返すべきと考えるがどうか」についてであります。道路交通法が改正され、平成29年3月12日からリスクの高い運転者への対策、高齢運転者対策の推進として、臨時認知症機能検査・臨時高齢者講習が新設となり、改正前は3年に1度の免許証更新のときに限り、受けることとされていた認知機能検査について、

75歳以上の運転者が、認知機能が低下をした時に起こしやすい違反行為をした時は、新設された臨時認知機能検査を受けることが義務付けられました。検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された場合は、新設された臨時高齢者講習を受けなければなりません。また、臨時適正検査制度が見直され、更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあると判定されれば、医師の診断を受ける、又は主治医等の診断書を提出をすることとなります。記憶力や判断力などの認知機能が低下をした、認知症とみられる方は、免許更新の要件が厳しくなります。警察では、現在、高齢運転者に対しては、更新時講習における高齢者学級や高齢者講習等において、運転特性や交通事故の特徴に応じた講習を行っております。免許更新時の認知症検査も強化をされますが、3年に1度では万全な体制とはなかなか言えません。町といたしましても、高齢者の交通安全に向けた取り組みを警察や関係機関・団体等と連携をし、高齢者に対する参加体験実践型の交通安全教育を検討して参りたいと考えております。

2件目の「広域ごみ処理施設建設について」お答えいたします。

御質問の1点目、「既に支出した2億3,300万円の内、鋸南町の分担金はいくらになるのか」についてであります。ごみ処理広域化事業につきましては、平成8年度に当時の厚生省が「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」を策定をし、ダイオキシン削減対策の実施を求めたことから、当時の安房郡市11市町村は、いずれも単独では採択基準である、1日あたりの処理能力100トンには足りず、交付金が受けられないことから、安房広域での共同処理事務としてスタートをいたしました。富浦大津地区の計画は、平成19年度から平成23年度までで地質調査とごみ処理基本計画の委託料が主な支出であります。千倉大貫地区の計画は、平成24年度から平成27年度までで、環境アセスメントなどの委託料と、用地買収費が主な支出となっております。

御質問のごみ処理広域化推進費の分担金につきましては、平成19年度から平成27年度までの9年間で、2,921万3,000円となっております。

御質問の2点目の、「鋸南地区環境衛生組合の大谷クリーンセンター焼却施設の耐用年数について」でございますが、鋸南地区環境衛生組合の大谷クリーンセンターは、昭和58年4月に稼働し、34年が経過をしております。一般的に、焼却施設の法的耐用年数につきましては、各設備により相違はありますが、機械設備が7年程度、電気計装設備が10年程度、建屋等が50年程度とされております。現在の施設は、平成9年に廃棄物処理法が改正をされ、廃棄物の焼却に対する規制が強化をされたことから、平成12年度から3カ年事業により、ダイオキシン恒久対策として、11億2,000万円の事業費をかけ、大規模改修を行っております。現状は、長期的視点による年間補修計画により、各処理設備・各装置部品等を交換、清掃を行うなど、毎年5,000万円程を維持管理費として支出をしています。施設の延命化を図るため、ごみの分別方法等の改善により、焼却対象物の減量化を図るなど、焼却炉への負担軽減に努めて参ることとしております。

以上で、緒方猛議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

緒方猛君、再質問ありますか。

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛君）

今の答弁でですね、大谷のクリーンセンターが建築等で約50年程度は持つと、対して現在34年が経過していると。ただし年々ですね対応と言いますかね、設備補修はしながらやっていかなきゃならんという辺りだとか、それからどれだけのですね負担が生じたんだということ辺りは良く分かりました。それで、この問題については深く突っ込んで聞くことをよしますけれども、東京のですね小池都知事が色んなことについて都民ファーストという言葉を使っております。できるだけ情報をですね都民に詳しく教えてあげるといことが原則だという具合に思います。余計なことですが、東京の方では小池さんの原因追及の結果、副知事までがですね問題の発生にですね関与していたという8名の名前が出てきて一件落着かどうかわかりませんが、そういうところまで出てきました。小池さんの努力の賜物だという具合に思っております。

そこで私は、2回目の質問なんですが、2番目のごみ処理の方から先に質問させてもらいます。よろしいですか。

これまでですね、2回の土地取得は残念に至りました。これにあたったですね担当者その他についてはそれなりの努力を当然ながらしたんだと思います。ただし、役場から行った担当者というのはかなり仕事の性格が違うというようなことから戸惑いもあったんだろうと思いますが、結果的には2件が残念することになったと。その中で白石町長は当該組合の理事であるという立場からですねこれに対し、今後最終的には造っていかねばいけぬ訳ですが、2度あることは3度あるという言葉もあります。どのような見解を現状お持ちでしょうか。これをお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、町長 白石治和君。

○町長（白石治和君）

そういう意味ではですね非常残念な結果であると、そう思っております。それぞれこの2ヶ所ともですね原因がある訳でありますので、それに対してはですねこれから要所選択選定をしていく場合にはですねその結果を踏まえながらそれを注意深く解決をするということしかないと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

緒方猛君、はい。

○6番（緒方猛君）

その件についてはですね、情報によると当初からですね専門屋に相談をするとかいうことの必要性がうたわれていたりもします。是非そういうことを加味しながら3回目は上手くやっていただきたいという具合に思っております。

それでは、はじめのですね高齢者交通事故対策の教育実施ということについての再質問をさせていただきます。答弁の中でですね町として高齢者に対する参加それから体験実践型の交通安全教育を検討するべきだと思うという私の質問に対して、それに沿ったで

すね答弁だったという具合に理解をしております。その上で、しかしその上で事故には至らなかつたけれどもこれは私もあります。どなたもあると思うのですが、ハッとヒヤッとしたという経験がどなたもお有りだろうと思います。一つや二つですね。それらをですね是非今後進めて行こうとする教育の中にハッとヒヤッと集と言いますかね、一人ひとりにどういうことで、事故にはならなかつたけど本当はハッとしたり、事故にはなつたけど軽い事故で済んだという厳しい思いがあると思うんですね。だからこの教育についてはですね一般に全国的にはこうだとかですね、なんか大きな実績を丸めてその一端を説明してくれるという教育に止まらず参加する人が一つや二つ本当に危なかつたんだというものを持ってその教育に出かけると。そういうもののなんとと言いますかね、ハッとヒヤッとの結果をですねお互いに勉強することによって、切磋琢磨することによってそれを回避していくというようなことに是非取り組んでいただきたいという具合に思っておりますけれども、それぞれをですね準備しながらこの教育がはじまるという具合に考えるとそれなりの時間がかかるとは思いますけれども答弁のあつた教育をですね、いつ頃からはじめようという具合に予定ができるのでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今おっしゃられましたことにつきましては、基本的には警察の方にですね講習依頼をしていきたいというふうに考えております。28年度につきましては、警察に依頼してですね鋸南小学校の交通安全基礎教育授業、あるいは鋸南中学校の自転車交通指導、あるいは鋸南幼稚園の交通安全教室と学校関係で3つの講習をお願いしました。それで警察の方にはですね、今度は要するに高齢者による交通安全ということで依頼をすればですね29年度になると思ひますけれども高齢者の交通安全教室等をですね開いて行けるというふうに思っておりますので、その内容等につきましては今おっしゃられたことも一つの議題の中に考えましてですね、依頼内容を検討して行きたいと思ひます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛君）

ありがとうございます。是非ですね、一般的な講習ではなくて声がかかつたから講習があつたからオイ行こうやという程度じゃなくて、本当に実のあるですね、受けることによって自分の判断能力がですね、今までボヤッとしていたのがちゃんと止まらなきゃならん、ちゃんと見なきゃならんということがより一層ですね身に染みて分かるような生きた教育に是非して欲しいという具合に思っております。

続けて二つ目の再質問に入らせてもらいます。報道ではですね、館山署管内ではですねタイミング良くと言ひますか、2市1町をはじめですね関係団体これはタクシー業界だとか、バス業界になる訳ですが、の担当者を出席していただいて初めての会議が開か

れたという報道がありました。加えてですねこの時の情報ではですね、今年10月までに管内の65歳以上、こちらは65歳以上の事故割合が61%だそうです。館山管内の四輪車による交通事故は65歳以上が65%です。すごい高い。県下ですね65歳以上の平均は21%なんだそうです。で比較して40%以上も上がっている訳ですよ。多くなっている訳です。そのような実態になっているということのようです。これは現実な訳ですが、返納すればですね公共交通機関の料金割合などの優遇措置があることが周知されていないということがこの新聞の報道の時に一定の期間ここで協議をしたと思うんですが、その結果のですね新聞にそういうことが話し合われたということが書いてありました。鋸南町ではですね、大した公共交通機関は無いのかなという具合に思います。この場合の公共交通機関は多分JRは入らないんじゃないかなという具合に思いますので、私はそう思いました。どれだけのですね措置が、免許が返納することによってですね優遇措置があるんだよと言うんだけどもどれだけのこの町での措置があるのか、あるいは割引を増やすとかいうようなことは考えられないのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

この会議に私も出席をさせていただきました。その中におきましてですけれども、鋸南町におきまして情報といたしまして、27年度に自主返納をされたかたは14人でございます。28年におきましては、10月現在で17人というふうに伺っております。その中で鋸南町の方の特典と言うんですかね、その辺の受けているのは27年は14人に対して3人、28年はですね10月現在でございますが17人に対して1人というような形になっております。鋸南町におきましての高齢者事故防止のですね返納に対する特権につきましては、町営循環バスの回数券の乗車券を4,950円相当分をですねお渡しするということで車の免許を返納した方について、後は循環バスを利用してですね対応していただきたいというような形になっております。その他この返納したということにおきまして、証明証等を貰った場合においてタクシーだとか、JRとかその辺につきまして申請をすることによりましてそれぞれの協定を結んだ会社において割引制度があるというふうに伺っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛君）

分かりました。ただこの今、課長が出席をされたという会議では割引制度がですね周知徹底されていないんじゃないかというその時の皆さんの御意見もあったようですので、是非今効果がですね十分かどうか分かんないし、更に上げられればですね上げてあげたいという具合に上げてもらいたいという具合に思いますけど、この状況を是非鋸南町報等々でですね広報していただきたいという具合に思います。

それからもう1点再質問させていただきます。ちょっとダブりますが、免許証返納は

ですね交通事故は減るということについては疑う余地がないんですが、それをやることによってですね通院の関係だとか、買い物だとかですね他の冒頭に言いましたように、アクセスがこの町そう良くない中でですね、相反するデメリットが出てくる訳ですね。このテーマ、この件について私も個人的にですね相当突っ込んで考えてみましたが、あちらを立てれば、こちらが立たずということですね。より深い検討が何か必要だなという具合に感じました。行き着きました。そこで警察の方でやっていただけるのは警察の方でやっていただけるんで、まあ良いと思いますけど、そこの出た結果のですね良さも引っ張って来ながらこの町で、わが町でですね是非チーム活動で検討対策推進をですねすべきだと思うという具合に私は、私の考え方は行き着きました。一人ではどんどん行ってみたってこっちはどうすんだというようなことで、あっちもこっちもですね迷路になっていてなかなか結論というものが見出せない。それはやっぱし、5人か6人のですね関係する衆人のサークル活動ではじめてですね、そういうものが一番ベターという所がですね考えられるんじゃないかなとそういうようなことを感じましたのでチームによるこの対策会議をですね、是非この町に設定していただきたいという具合に思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

高齢者に対する対策の中での御提案でございます。ちょっと申し訳ありません。ちょっとイメージするところがなかなか具体的こう浮かびませんので、また内部でですね検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛君）

それではちょっとですね方向を変えて。同じ事故対策なんですけれども、私もこの町に来て何度か経験したんですけど、狭い道を走っていてですねパッと自転車で中学生が出てくる、小学生が出てくると。もう本当にぶつかる寸前のことが何回かありました。あるいは国道を走っていると小さい道路からですね、自転車がサーっと出てきて要するに左に行くんだけど、右を全く出ないで膨らんで左に行ってしまうと。本当に危ない状況があります。特に検討と対策をですねやっていただきたいのは、小学生・中学生で自分の通学の範囲内、あるいは日常ですね遊ぶ範囲内そういう所にどういう交通の危険性が、事故の危険性がですね潜んでいるのかということをも自分達で町を歩いてですね、あるいは日頃感じている所があるかも分かりませんが調べてもらうと。それをグループ単位でですね持ち寄ってお互いに勉強するというようなことを是非していただきたい。そうすると高齢者の事故の減少にもですね、これは軽減に繋がる訳です。だから高齢者の事故っていうのは高齢者だけに責任がある訳ではありません。高齢者にももちろん体力的な限界がありますから、事故に繋がるということは多いにあります。主体は、主因は高齢者にあるんだと思

ますけど、たまに出てくる子供さんとか何かについてはですね、待った無しな訳ですね。私はこの場合は確かに小学校だったので小学校の校長先生にこの件を伝えました。その後どうしてくれたか分かりませんが、返答ありませんでしたけど子供達にも実情からですねこういう所は危ないという所を必ず分かっていると思いますので、それを集約させていただいて自分達の生きた勉強に使っていただきたいという具合に思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、副町長 内田正司君。

○副町長（内田正司君）

高齢者だけでなくですね、そういう生徒さん達の学習指導ということも大事ということで。それで先ほど警察によります講習授業につきましては、菊間課長より御答弁をさせていただいたところでございます。加えて私の中でお話させてもらえば、小学校の総合教育ということ中ですね、1年間の成果というようなことでその成果を聞きに参加させていただいたことがあります。その中でたまたまテーマが要するに鋸南町を知ろうというようなことの中で歩いて気付いた点についてということで、色々生徒さん達の気づきの報告等がありました。その中でたまたまその交通関係で申し上げますと、どこそこのカーブミラーが見つらいとか、横断歩道の線が明確でないとかそういう様々なそういう御意見もありましたので、実際にですねそういうことを身を持って歩いてみる、あるいは自転車の乗り方等についてもそうだと思います。そういう機会がですねもし、これは授業の一コマを取るようなお話であろうかと思しますので、また教育委員会の中でですねどのような取り組みができるかということだと思しますので、それはまた教育課、教育委員会の方と現場の方とですね検討させていただいてそういう教育もしていただければ良いのではないかと思います。

○6番（緒方猛君）

今の件はですね、毎年毎年子供達は変わって行く訳ですので、新しい子供新しい子供にですねレベルの高いそういう実態を自ら発見させていただいて有効活用して、お互いにですね事故の無いような、今私が言ったような例はお年寄りも事故になりますけど、子供も事故に遭う訳ですね。そういうことが少しでも減るようなですね教育に是非繋がっていただきたいと思いますという具合に思います。

以上で再質問終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、緒方猛君の一般質問を終了します。

ここで、暫時休憩とし、午後3時25分から会議を再開します。

…………… 休憩 ・ 午後 3時16分 ……………
…………… 再開 ・ 午後 3時25分 ……………

◎一般質問

◎7番 鈴木辰也君

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き会議を再開します。
次に鈴木辰也君の一般質問を許します。
7番 鈴木辰也君。

【ベルが鳴る】

○7番（鈴木辰也君）

私は防災対策について質問いたします。
鋸南町総合計画、後期基本計画に消防・防災力の強化ということで、鋸南分署職員数、消防団員数、防火水槽の数、デジタル化された防災行政無線受信機数、自主防災組織のカバー率等の数値目標が示されています。また、鋸南町地域防災計画には、消火活動上重要な消防水利施設については、計画的な配備・維持管理が必要とあります。先日の全員協議会において、今後3年間の財政推計が示され、まだまだ厳しい状況であるとのことでした。そのような状況下において、町は、消火栓、防火用水の配備・維持管理計画をどのように考えているのか伺います。
また、平成34年に防災行政無線がデジタル化されます。鋸南町過疎地域自立促進計画に防災行政無線更新事業が計画されています。デジタル戸別受信機の整備状況と整備計画はどのようになっているのか伺います。
1回目の質問終わります。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君の質問について、町長から答弁を願います。
町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。
「防災対策について」お答えをいたします。
御質問の1点目、「町は、消火栓、防火用水の配備・維持管理計画をどのように考えているのか」についてであります。町内の消防水利等の現状であります。防火水槽、消火栓、井戸枠用水等で330箇所の施設がございます。消防水利施設は、消火活動には不可欠な施設でありますので、町地域防災計画にも整備方針を掲げ、計画的な配備・維持管理に努めております。現在の消防水利等については、設置年が昭和50年代から平成の初めの頃の施設が多く、設置から長い年月が経過をしておりますので、随時修繕を行っております。また、消火栓の改修につきましては、上水道事業に併せて随時実施を行っております。今後も、建設水道課と連携を図り、配水管の敷設替え工事に併せて改修を行って参ります。新規の設置につきましては、水道管本管の口径の問題や有効な場所

であるかなどの判断も含め、原則、区長さんからの要望に基づき、消防委員会に諮り、検討を行った中で、判断をしております。また、消火栓に付随をして設置されている消火栓箱ですが、各分団に依頼をして、格納されている機具等を点検をしていただき、必要に応じ交換をお願いをしておりますが、機具等の調達につきましては、速やかに対応、改善できるよう努めて参りたいと考えております。

御質問の2点目の、「デジタル戸別受信機の整備状況と整備計画はどのようになっているのか」についてであります。災害時等における町民への避難勧告・避難指示等につきましては、より正確かつ安定した情報の伝達、確保が求められます。防災行政無線は、高度な情報通信ネットワークの確立という観点から、町の防災対策事業における最重要課題と位置付けし、整備を進めてきました。平成21年度からは、屋外子局をアナログ方式からデジタル方式への整備を始めました。また、平成23年度には、国の補助事業である社会資本総合整備総合交付金を活用し、3カ年計画で350台のデジタル戸別受信機を70歳以上の高齢独居宅に配布いたしました。デジタル方式は、アナログ方式に比べ、周波数の有効利用に優れ、確実な通信が可能、秘匿性が高まり、多様な通信機能を具備できるといった特徴を有していることから、国はデジタル方式の導入を推進をしております。現在、防災行政無線で使用されているアナログ波については、総務省告示により、使用期限が平成34年11月30日までと定められております。このため、町でもデジタル方式に移行をする必要があり、平成22年度からデジタル戸別受信機の整備を始め、平成25年度までに公共施設等に23台設置をし、その他転入者及び修理不能者に120台を配布をしました。平成27年度からは、千葉県地域防災力向上総合支援補助金を活用をし、平成31年度までに292台を土砂災害警戒区域内宅に配布をする計画でおります。更に、緊急防災・減災事業債及び過疎債を活用をして、戸別受信機を購入することを検討をしております。現時点の計画では、平成29年度から毎年500台ずつ、アナログ波の使用期限である平成34年11月までには、町内全戸にデジタル戸別受信機を配布したいと考えております。災害等の情報を的確及び瞬時に住民に伝達することにより、災害による人的被害を最小限に抑え、安全で安心なまちづくりを推進をしていきたいと考えております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（伊藤茂明）

鈴木辰也君、再質問ありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

それでは、防火水槽についてまず質問させていただきます。

今現在、町内にですね設置されている防火水槽の数、そしてそのうちの有蓋の防火水槽の数についてお答え願いたいと思います。

○総務企画課長（菊間幸一君）

鋸南町におきましては、防火用水102カ所、その内に蓋がありますのが49カ所という形になっております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

今、答弁の中でこの防火水槽が設置されたのが昭和 50 年代から平成の初め頃の施設が多くて、長い年月が経過している防火水槽が非常に多いということで、この経年した防火水槽については随時修繕を行っているということです。鋸南町の消防団、将来構想検討委員会の提言書の中にもありますようにですね、新たに設置する場合には耐震性を考慮した有蓋の防火水槽を設置すべきだというようにあります。修繕を行っていく際にもですね、できうれば徐々にやっぱり蓋があった方がですね色々なメリットが用水にもありますので、そういった工事を修繕するにあたってはですね、そういった工事をできる限り行っていただきたいというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今、管理上とかですね、その辺を見た場合におきまして蓋があった方が有効であろうと考えておりまして、最近におきましては 22 年のですね本郷上区県道の拡幅の代替でございますが、そこに防火水槽を設けましたものにつきましては、耐震性の防火水槽となっております。また、鋸南小学校の建設にあたっての関係につきましても防火用水を設置しこれにつきましても蓋があるというような状況になっているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

今、耐震性の防火水槽が 2 カ所、1 カ所ですか。それでまあ小学校の方は耐震性ではないというふうに判断していいですか。この耐震性の防火水槽、色々呼び名があって耐震性の貯水槽とかと呼ばれているものもありまして、この耐震性の用水についてはですね、用途によって 2 種類あるというふうに私はこの防火水槽について調べていた時に 2 種類あるというのが分かりまして、一つは今鋸南町に設置してある防火用の用水ですね。そして、もう一つは飲料水と兼用できる耐震性の貯水槽。これがこの耐震性の貯水槽というのが、水道の配水管路に設置されていることから普段は水道管の一部として使用しているために、常に正常な水が流れているという状況になります。震災等で水道管が破損した場合にですね自動的に緊急遮断弁が作動して貯水槽内の水が飲料水や消火用の用水として確保できるというものだそうです。この災害時には、田久保議員の質問の答弁にもありましたけども住民の方々の水の確保という、また火災が発生した時の防火用水、防火のための水の確保というのは非常に大切なことだと思っています。100 トンの貯水槽があれば鋸南町の今の住民の人がゆうに 3 日間必要とする量の水が確保できます。それが 1 カ所で作るのか、もし作るとしたら 1 カ所なのか、40 トンの 2 カ所作るとか、そう

いった考え方は色々あると思いますけども、その確保にはですね非常に私はこの貯水槽というのは有効な手段だと思っております。1997年の阪神淡路大震災、また2011年に起こった東日本大震災の時にはやはり広範囲な地域で水道管の断裂が発生しています。こういうことを鑑みますとですね、この耐震性能を持つ水道水兼用のですね貯水槽というのはですね、今後鋸南町にも設置して行くメリットというのが非常に大きいものがあると私は思っております。これはすぐにどうこうというあれはできないかもしれませんが、将来のこういう防火水槽を整備する時には是非町として考えていただきたいというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

私もですね、ネット等によりまして耐震化の關係の貯水槽をちょっと調べました。貯水槽を確かに大災害なんかになった場合において、電気の普及は早いけれども水道管の方が影響を受けた場合においてはなかなか水道の方の復旧には時間がかかると、そのためには必要であると。ただ効果を上げるためにはある程度やはり大きい貯水槽で対応していくということと、普通の防火水槽と比べてやっぱり費用等ですねかさんでくる可能性もありますし、その後の管理の問題等あると思いますので、こういうものがあるということは認識させていただいておりますので、今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問はありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

この震災はね、だいぶ近い将来起こるのではないかなというふうに色々な所で報道もされております。是非ですね、これはやはり今課長がおっしゃったように非常に高価なものになりますので、これは計画的に町の方も予算立てをして取り組んで行かなければ一長一短できるものではないとは思いますが、前向きに考えていただいて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

消火栓について質問させていただきます。この消火栓の質問するにあたりまして勝山地区だけだったんですけども、消火栓一応見て回りました。そこで気付いたことは数点ありますので、それについても質問させていただきたいというふうに思います。

この消火栓の改修については、上水道工事に併せて随時行っているということです。埋め込み式の消火栓については、蓋が黄色く塗られている蓋と、普通の塗られていない鉄板のままの蓋と2種類ありました。それでこの黄色に塗られている方はですね、非常に目立って遠くから見ても黄色に塗られている所が消火栓の場所だというふうに皆が認識していれば遠くから見てもその場所が一目で分かります。私はこの塗ってあることは非常に良いことだなというふうに思っていて、その他に夜、塗っていなければ分からなくて車を上に駐車しちゃうそんなことも考えられる訳ですから、できればですね今後

ですねそういう蓋についてもですね、黄色なら黄色に統一して目立つような状態にして
いていただきたいというふうに思いますけどいかがでしょう。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

消火栓の関係につきましてはですね、今現在更新しているような所については緊急時
に対処しやすく、分かりやすいということですね黄色く塗ってですね分かりやすいよ
うな表示をしているというふうに聞きました。ですので、古い方の型まで全て塗るこ
とが必要かどうか分かりませんが今現在更新時についてはですね、分かりやすく表示す
るような形で黄色く塗っているという状況でございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問はありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

更新時にですね、新しくする場合には分かりやすく塗っているということであれば、
既存の蓋もですねやはり私は分かりやすくすべきだというふうに思います。それは今各
区に自主防災組織が立ち上がっている所もある訳ですから、そういう所にお話をして
ですねそういう蓋を塗るとか分団の消防団の方々をお願いをして塗るとか色々な方法
があると思いますので、それは前向きに検討していただきたいというふうに思いま
すがどうでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

今現在、消火栓は 146 カ所鋸南町にあります。それを全てというようなことござい
ますので、その辺のですね塗ることによって全てが良い場合かどうか考えてですね、ち
ょっと状況の方をそれぞれの状況において見させていただいて検討させていただいて
対処の方を考えたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

またこの蓋についてなんですけども、蓋が新しくなった場合に今までその消火栓箱に
入っていた道具で蓋が開けられないだろうと、私がやって開けられなかったんです
けど、開け方が悪かったかもしれませんけども、そういった場所が 2、3カ所見受け
られました。分団の方達には消火栓の点検をやっていただいているんですが、ポン
プ車にはその開ける道具が全て備わっているんで、消防団の人は自分達のポン
プで蓋が開けられる訳なんですけども、その消火栓のボックスの中に入っていな
ければ蓋が開けられない。それでは消火栓があっても消火栓が使えないという
状況にありますので、そういった所はで

すねできる限り早くそういう道具を消火栓箱の中にですね入れていただきたいというふうに思います。お願いします。どうですか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

この件につきましては、事前に御指摘もいただきましたので、私と担当と現場を見してきました。確かに3カ所ですね蓋の方が新しくなったんでしょうかね。ですのでもってあります消火栓を開ける道具ですとなかなか1人では開かないと、ですが少し浮き上がりますのでその間に何かを入れてやると、2人でやると対応できるという状況でございました。そういう状況は緊急時において、なかなか難しい面がございますのでそれについては早急にですね対応していきたいと考えております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

この後この消火栓の新たなる設置についてはです、町の方の条件をクリアすれば各区の要望にはできるだけ今までも応じていただいているということです。その区からの要望だけではなくてです、今消火栓の設置されている場所が地図に落とされている訳ですから、その時代と共に住宅の密集するとかですね、新たな住宅地域とか、鋸南町の中でも家の建っている場所が移動している訳ですから町の方でもです、その地図を見てここいらもこういう所も新たな住宅が建って、件数も増えてきたのでやはりこういう所にも消火栓が必要だなというような検討をです、町の方からも区の方にこういった所はどうですか。私は区の方にそうやって言うことも町の一つの役割だと思っておりますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

総合計画の中で、防火用水ということで102から107というような計画がございます。それにつきましては、防火用水だけではなくて消火栓も含めた中での水利の確保というようなことも考えているところでございます。防火用水の位置、あるいは消火栓の位置等はです、地図面に落として番号がふってあって、どこの所にあるということははっきりしているところでございます。状況を見させていただいてです、今現在におきましては区からの、答弁にもありまして、お区からの要望をいただいてそれを消防委員会にかけさせていただいて対応したということで最近では2カ所をです、吉浜区の所と元名区の所に消火栓をつけさせていただいたという実例がございます。全体を見回した中で、どこの部分がということのをです、必要だと思っておりますが、今後の検討課題ということでさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

私が今更言うようなことじゃないかもしれませんが、消火栓と防火用水の用途は全く別物だと思っています。ですから用水は用水の役割、消火栓は消火栓の役割があると思いますので、できるだけ早くにですねそういった検討をしていただいてそういう設備の不備と言いますかね。こういう所にもあった方が良いか、区の要望があった場合にはですねできるだけ速やかに対応していただきたいというふうに思います。

それではデジタル戸別受信機についてお伺いします。この防災行政無線は町の防災対策事業における最重要課題と位置付け整備してきたというふうに答弁がありました。台数については平成25年度までに社会資本総合整備交付金で350台、転入者・修理不能者に120台、公共施設に23台、計493台ですね。それで平成26年度はゼロ。平成27年度は47台。28年度は60台。平成28年度までに600台整備されたと私は認識しています。この平成22年からですね7年間のこの整備状況で見るとこの台数600台ということを見るとですね、私は最重要課題と位置付けられた事業とはなかなか思えないところがあります。もう少しですね、きちんと予算なりを付けて設置を町民の方々に貸与していかなければデジタル戸別受信機については終わりが決まっている訳ですね。平成34年の11月30日までが期限ということになっておりますので、この整備計画の整備予定の計画表をいただきましたら、平成29年度から毎年500台ずつ、平成33年度まで500台ずつ。そして平成34年に461台。また補助金を活用して平成29年から31年までは各年60台ずつということで整備をして行くということでした。これはもうなんとしてもやらなければいけない事業でありますから、きちんと平成29年度来年度からもですね、しっかりと予算を取っていただいて整備していただけるものと私は思っておりますけども、今一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

鋸南町の地域防災を考えた場合において、戸別受信機は必要不可欠なものだと断じております。ただこれを全て一般財源でまかなった場合において、今現在1台5万円という数値がでております。それを全てやるということになりますと、1億円を超える金額が必要になります。そういう意味では補助事業だとか起債だとか、あるいは有利な財政的に町の有利な財政的なものをですね、探してですね対応するという形で模索しているところでございます。たまたま27年から31年につきましては、千葉県地域防災力向上総合支援補助金が活用できるということで、台数的には少ないですが年60台ずつをですね対応させていただいて、それについては県から2分の1の補助が出るというような状況でございます。今後なかなか補助事業というのは厳しいものがございまして、あとは緊急防災減災事業債、あるいは過疎債を充当して対応していくというようなことになる

うかと思しますので、ただなかなか過疎債等につきましても幼稚園の建設費等、あるいは鋸南町の配分等ございますのでそれらについて検討した中において、いかに有利なものであるか一般財源を軽減する中で対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤茂明）

再質問はありますか。

はい、鈴木辰也君。

○7番（鈴木辰也君）

質問の中でも話をしましたけども、まだまだ鋸南町の財政状況は厳しい状況にあるというお話がありました。だからこそ、私はその計画的にですね、その有利な補助金・起債等も必要かと思いますが、そういうの見越してやはり計画を立てていかないとこういう終わりがというか、34年にはデジタル化されてなければ戸別受信機は、アナログは使えなくなる訳ですから。もしそういう補助金がなければやらないのかと言ったらそういう訳にはいかないと思います。そういう場合には一般財源で全て対応しなければいけない。そういうふうになった時に町の財政状況についてはどうなのか。またそういったことを鑑みてですね、私はこのデジタル個別受信機の整備についてはですねしっかりと予算建てをしていただいで取り組んで行っていただきたいというふうに思います。質問を終わります。

○議長（伊藤茂明）

以上で、鈴木辰也君の質問を終了します。

◎散会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日12月7日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前に御参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 3 時 5 7 分 ……………

平成28年第6回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成28年12月7日・午前10時開議

日程第1	請願第1号	汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はならない町宣言を求める請願について
日程第2	発議案第1号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)について
日程第3	議案第1号	鋸南町いじめ防止対策推進条例の制定について
日程第4	議案第2号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第3号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第4号	鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第5号	鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第6号	工事請負契約の変更について(橋梁補修工事(元名大橋))
日程第9	議案第7号	平成28年度鋸南町一般会計補正予算(第3号)について
日程第10	議案第8号	平成28年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第11	議案第9号	平成28年度鋸南町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第12	議案第10号	平成28年度鋸南町水道事業会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員(12名)

1 番 田 久 保 浩 通 君	2 番 青 木 悦 子 君
3 番 笹 生 久 男 君	4 番 渡 邊 信 廣 君
5 番 小 藤 田 一 幸 君	6 番 緒 方 猛 君
7 番 鈴 木 辰 也 君	8 番 黒 川 大 司 君
9 番 伊 藤 茂 明 君	10 番 笹 生 正 己 君

11 番 平 島 孝 一 郎 君

12 番 三 国 幸 次 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白 石 治 和 君	副 町 長	内 田 正 司 君
教 育 長	富 永 安 男 君	総務企画課長	菊 間 幸 一 君
税務住民課長	福 原 傳 夫 君	保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君
地域振興課長	飯 田 浩 君	教 育 課 長	前 田 義 夫 君
建設水道課長	山 崎 友 之 君	会 計 管 理 者	三 瓶 睦 君
監 査 委 員	柴 本 健 二 君	総務管理室長	寺 本 幸 弘 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書 記	安 藤 睦
---------	---------	-----	-------

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、おはようございます。
議員各位には御苦労さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎請願第1号の上程

○議長（伊藤茂明）

日程第1 請願第1号「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬ町宣言を求める請願について」を議題といたします。

ただいま、議題となっております請願第1号「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬ町宣言を求める請願について」は、産業常任委員会に付託の上、審査をしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔(異議なし) の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬ町宣言を求める請願について」は、産業常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（伊藤茂明）

ここで、暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休憩・午前10時01分 ……………
…………… 再開・午後10時02分 ……………

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、議案付託表、会期日程表、及び産業常任委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

休会中の12月8日午前10時から、産業常任委員会を開き、請願第1号「汚染土壌・産業廃棄物処分場はいらぬ町宣言を求める請願について」の審査をお願いいたします。

◎発議案第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 発議案第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について」を議題といたします。

提出者小藤田一幸君より、提案理由の説明を求めます。

5番 小藤田一幸君。

[5番 小藤田一幸君 登壇]

○5番（小藤田一幸君）

発議案第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）」につきましては、私のほか4名の議員の賛成を得ましたので、提出いたします。

意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明といたします。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上であります。意見書は衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣に提出を予定しております。

議員各位の御理解・御賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第1号「鋸南町いじめ防止対策推進条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第1号「鋸南町いじめ防止対策推進条例の制定について」御説明申し上げます。

いじめの問題につきましては、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行されて、併せて文部科学省から「いじめ防止基本方針」が示されたことによりまして、国の取り組みが大きく打ち出されたところでございます。

いじめは、子供達の個性や能力、人格を形成していく上での当然の権利を奪う行為であり、子供達の心身の成長に影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険をもたらす恐れを持っております。また、どの子にも、どの学校においても起こり得る問題でありますことから、未然防止、根絶のため、わが町すべての児童・生徒の健全育成と、いじめのない町づくりを実現するため、学校、家庭、地域連携のもとに、町を挙げた取

り組みとして、防止対策推進のための条例の制定を、お願いするものでございます。

それでは、各条文の概要について申し上げます。本条例は、19条で構成をしております。

第1条でございますが、これは条例の制定の目的規定でございます。

第2条では、この条例における、用語の定義を規定するものでございまして、特にいじめの定義につきましては、第1号において、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの」と、規定させていただくものでございます。

第3条は、いじめ防止対策に対する基本理念。

第4条は、いじめの禁止等についての規定でございます。

第5条でございますが、町の責務について規定するもので、町は関係機関と連携をして、必要な施策を策定し、学校の設置者として学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる旨、町の責務として、定めようとするものでございます。

第6条は、保護者の役割を規定するものでございます。保護者は、児童等がいじめを受けた場合の保護と、いじめが絶対に許されない行為であることの教育、さらに、いじめを行ってはならない旨を指導すること、これらを保護者の役割として、規定をするものでございます。

第7条でございますが、町民に対する規定でございます。町民の地域における見守り、児童等が安心して過ごすことができる環境作りや、いじめを発見した場合には、また、又はその疑いがあると思料される場合には、町、学校等への情報を提供するよう努める旨の、町民の役割として、規定するものでございます。

第8条につきましては、学校及び教職員の責務でございまして、学校及び教職員については、学校現場での対応の重要性に鑑み、いじめの防止、早期発見に向けた取り組み等について、役割ではなく責務として規定をするものでございます。

第9条は、町において、いじめ防止基本方針を策定すること。

第10条においても、学校において、いじめ防止基本方針を策定することについての規定でございます。

第11条は、相談体制及び情報収集体制の充実についての規定。

第12条では、いじめの早期発見のための措置に関する規定を定めるものでございます。

第13条は、啓発の活動について。

第14条は、インターネットを通じて行われるいじめ対策に関わる規定でございます。

第15条でございますが、いじめ問題対策連絡協議会の設置に関する規定でございます。これは町長のもとに、いじめの防止対策の推進、併せて各団体、機関等との連携を図るため、組織を設置する旨の規定でございます。別途制定いたします規則において、地方法務局・児童相談所・警察署等との行政機関の代表者による組織を考えております。平常時は、年に1回程度の開催を予定しております。

第16条でございますが、これはいじめ問題対策調査会の設置に関する規定でございます。いじめの防止等の対策を効果的に実施をするため、教育委員会の附属機関として、

いじめについて専門的な見地から調査、審議を行うための組織ということで設置をするものでございます。別途規則を制定いたしますが、委員の委嘱につきましては、医療、心理、福祉、人権その他、教育に関する専門的な知識を持った方を想定しております。なお、この調査会につきましては、具体的な事案が生じた場合すみやかに開催をする予定で考えております。

第17条でございますが、重大事態への対処についての規定でございます。

第1号では、児童の生命や身体又は財産に重大な被害が生じた場合などの、重大事態が発生した場合、学校においては、直ちに、事実関係を把握し、適切な対処を行った後、遅滞なく教育委員会に報告しなければならないこと。

第2号におきましては、学校から報告を受けた教育委員会は、遅滞なく重大事態に対応するため、いじめ問題対策調査会をその組織として設置し、調査を行い、その調査結果を町長に報告しなければならないこと。

そして、第3号におきまして、教育委員会から調査報告を受けた町長は、さらに調査が必要であると認めた場合には、いじめの法律第30条の規定によりまして、別に附属機関を設置いたしまして再調査を実施することになります。実施した場合には、その結果を議会及び教育委員会に報告しなければならない。等々、規定をするものでございます。

第18条は、守秘義務の規定。

第19条は、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定めるとする委任規定でございます。

以上が条文の規定でございますが、なお、附則におきましては、本条例の施行期日を、平成29年1月1日とし、併せて、いじめ問題対策調査会の委員の報酬等に関しまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により、日額2万2,500円と規定をさせていただくものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、6番 緒方猛君。

○6番（緒方猛君）

今の状況の中でですね、第8条になろうかと思うんですが、過日ですね大変大きな問題になった訳ですが、東日本の原発の関係で避難をしたと言いますかね、横浜に避難をした小学2年生の子供が中学の1年生になるまでいじめられていたということで、途中でお金を持ち出したとかですね、そういうことを散々やっていたんですが、結果的にですね、親御さんだとか、それから警察の方からですね、学校の受持ちの先生までには情報は行ってたと。ただし、その先にですね学校の中で職員の中で検討すると言いますかね、そういう機会がですね、組織がこの学校でもあったようなんですが、要するに

受持ちの先生のところでその上に行かなかったというところが問題なんですね。で、私は分社は色々できると思うんですけども、先生にもですね千差万様だと思うんですね。色んな考え方の方がおられると。できるだけいじめにしないで非行にするとかですね。そういう判断も先生にとってみたらあろうかと思うんですね。従って、先生一人ひとりの何と言いますかね、こういういじめに対する感性のですね、感性の問題がとても大変な大切なことなんじゃないかなと。一番はじめに第一次情報を受けた人が、それをいじめと解釈するかどうか、認識するかどうかでですね、そここのところがとても大切なことで、それがこの条文から言ってですね、それなりのことは書いてあるんですが、特に注意をしながらこの条文ができているのかどうか御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

この条例の中で、どれだけ配慮されているかということだと思います。まず条例の制定につきましての建前論のまずお話をさせていただきますと、法律、県条例の法令に反しない限りでこの条例を制定するという前提の中でですね、本条例の制定につきましては、条文の構成上ですね、いじめ防止推進法、そして千葉県の防止推進条例の基に作成をさせていただきます。近隣の市町村の制定状況等を勘案して上程をさせていただいたものでございます。この条例のですね、推進にあたってはこの条例の制定後に国、県のいじめ防止基本方針これを参酌して、市町村で定めなさいという指導がありますので、この条例を制定させていただいた後にですね、鋸南町いじめ防止基本方針を具体的に策定していく中で具体的に決めていこうと考えております。ただ、この先生方が正しい判断ができるうんぬんという現場のことについての御質問だと思いますけども、もう既に学校現場には国からの方針、またこの条例ができますれば、またその条例にあわせて学校現場でも方針等検討していただくことになりますけども、児童生徒の行動ですとか、様子ですとか日々予断なくですね、早期発見・早期対応についてのイメージを日々意識していただくということが当然必要な訳であります。ただ、今回のようないじめの横浜の事例とか、新潟の事例ですとか本当に最近毎日のように報道されておりますし、事実がどの程度か報道機関によっても色んな表現等ございますけども、とにかくこういった問題が起きた時には学校側で、ただ校長から指導するというのではなくて、緊急の職員会議等設けてですね、また職員間で連絡、ディスカッションをしながら常に自分の受け持っている子供達がどうなのか、こういったことを意識を日々確認していただきたいということは私どもとしては思っております。児童生徒の立場に立ってこれまで良いだろうと思ってきたような些細なこともですね、見逃さないという視線をですね、これからも教育委員会としても学校の方に求めて行きたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、緒方猛君。

○6番（緒方猛君）

今、課長の言うことはですね、当然分かる訳ですけども、先ほど言いましたように先生によってはですね、考え方が色々違う訳ですね。人間ですからね。従って、一番大切なことはですね、いじめが起きてから大きく騒ぐんじゃなくて、その現象がね、いかに小さくても小さいうちに大きく騒いで被害は小さくと。これは私ども車を作る時にですね、クレームだとか不良が出ます。場合によっては最終的にはリコールになります。それは、この程度は良いだろう、良いだろうとやっていると市場に出てからリコールになるというケースがたまにあります。それはそうじゃなくて社内でですね、ひょっとしたらそうなるかもわからないという時に大きく騒ぐ。そのことはまだ対外的に何も問題になってない訳ですから、そこで大きく騒いで被害は最少にするという考え方を私は常にとっております。この場合もですね、同じような考え方が適応できるんだと思うんですね。そこのところは先生にやっぱしそういう指導をね、文書だけでなくて本当に指導をしないと私は人間の判断ですからね、できないと思うんですね。そこを改めて慎重にやっていただくようお願いをしておきます。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はございますか。

10番 笹生正己君。

○10番（笹生正己君）

今の議員に対する答弁で、3年経ったら見直すこの上位法は、3年経ったら見直すってことを昨日お答えになりました。既に文科省の諮問機関で答申が出ています。この答申が出て、現在のこの上位法である、いじめ防止対策推進法は既に形骸化されているんじゃないか、とかこれから家庭訪問の時期を回数とか時期を変えなきゃいけないとか、色々指針の中に盛り込んであります。それを既に3年以上経過していますんで、すぐ上位法が変わる可能性があるんですけど、その上位法が変わったらこの条例の一部改正をするという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤茂明）

はい、教育課長 前田義夫君。

○教育課長（前田義夫君）

3年で見直すということにつきましては、いじめ防止推進法の附則の中において、報道によりまずと法律を変えるというように表現しているところもあれば、いじめ対策を見直すという表現もございます。条文を見ますと、いじめ対策を3年を目途に見直していくと、必要な措置を講じて行くということでございますので、今年度を目途に文部科学省はそれを諮問機関と言いますか、有識者会議、上がってきたものを文部科学省として今年度中にまとめるというふうに聞いております。従って、その時期が年度末になるのかもっと早いのか、早ければうちの方のこれから制定いたします基本方針に盛り込むことができますが、今の現時点では重大事態、特に重大対処に対してはできるだけだけの鋸

南町バージョンと言いますかね、実態に即したものを作って行きますが、これも遅れた場合でも随時この基本方針はいじめの問題は固定されるべきものではないと思いますので、必要に応じて見直して行くと、この方針に至って考えております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

○10番（笹生正己君）

ありません。

○議長（伊藤茂明）

はい。

他に質疑。

教育長 富永安男君。

○教育長（富永安男君）

ただ今の課長の答弁に加えて私の方からも一言お話をしたいことがございます。

過日 10月12日に、有識者会議が催された訳ですが、その際これまでの取り組みの課題として5点示されました。時間がありませんから詳しくは述べませんが、私は大変その中で3点は非常に喫緊の課題だと思って捉えていることがございます。御紹介しますが、1つは、先ほど緒方議員からも御指摘がございますが、教員も様々でございまして、私もかつて教員をやっていた訳ですが、様々な1人でございました。しかしながら、そのとかく教員について言うならば、いじめを認知することへの抵抗感は異常に強いとこれも事実だと思っております。この解消も大事なことだと思っております。それから、2点目はですね、いじめの定義はされたものの、いじめ解消の定義っていうのが無い訳。端的に言いますと、いじめが解消していないのに加害生徒、例えばですね加害生徒の謝罪で解消だと見なすような雰囲気もあるということが指摘されております。これも私も事実かなと思っておりますので、許しきことと考え、重要なことだと思っております。最後の3点目は、あってはならないんですが、重大事態へと発展した場合の調査が非常に遅れる、対応が後手後手だと。これも指摘されているところでございます。これら3点をなんとしても鋸南町においては、この後課長が申した基本方針に沿って速やかに、万が一も対応ができるような基本方針にしたいなと思っておりますので、どうかまた議員各位におかれましても様々御支援を賜りますよう改めてお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はありますか。

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

一般職の給料条例の改正は、千葉県人事委員会の勧告等に基づき、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の第1条関係の1ページを御覧いただきたいと思います。ホチキスで止めてあります、1番上だと思えます。

第1条関係は平成28年4月1日適用の規定であります。

第11条第2項各号は扶養手当を子に係る手当額を引上げるため他の扶養親族と分けて規定しようとするものです。

第11条第3項は、扶養手当の子に係わる手当額を月額6,500円から7,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。1枚めくっていただきます。

第12条第1項第2号から第4号は、扶養手当額を子に係る手当額のみを引上げるを行うため前条第2項で整理した各号に合わせ字句の整理を行ったものでございます。

2ページから3ページにかけてですが、第24条第2項第1号は、一般職の職員の勤勉手当の12月支給月数を100分の80から100分の90に改め、平成28年度における勤勉手当の支給月数を100分の160から100分の170にするものでございます。その下の第2号は、再任用職員の勤勉手当の12月支給月数を100分の37.5から100分の42.5に改め、平成28年度における勤勉手当の支給月数を100分の75から100分の80にするもの

でございます。

附則第 13 項は、7 級の 55 歳以上の職員が公務上の負傷、疾病等により休職している場合において、勤勉手当支給の際に、減額する額の算定に用いる率について、12 月支給分を 100 分の 1.2 から 100 分の 1.35 とし、最低号給に達しない場合は、勤勉手当減額基礎額に 12 月支給分については、100 分の 80 から 100 分の 90 に改めるものでございます。

次に給料表の改正ですが、新旧対照表の 4 ページから 20 ページまでは、別表第 1 において一般行政職給料表を、別表第 2 においては、医療職給料表の（一）から（三）の改正案をお示ししております。千葉県人事委員会勧告に基づき、平均改定率 0.2% の引上げを行うものでございます。

新旧対照表の第 2 条関係 1 ページを御覧願います。後ろから 2 枚目になります。

第 2 条関係は平成 29 年 4 月 1 日から施行の規定であります。

第 11 条第 3 項は、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の 6,500 円まで減額し、子に係る手当額を 10,000 円にするものでございます。なお、扶養手当の見直しは平成 29 年度から段階的に実施するもので、附則において、平成 32 年度までの間における特例措置を規定しております。

第 12 条では、前条第 3 項の改正により、届出の対象となくなる条文の削除や文言の改正を行うものでございます。

3 ページを御覧願います。

第 24 条第 2 項第 1 号は、一般職の職員の勤勉手当の支給月数を、6 月に支給する場合においては、100 分の 80 から 100 分の 85 に改め、12 月に支給する場合においては、100 分の 90 から 100 分の 85 に改めるものです。平成 29 年度における勤勉手当の支給月数を、改正後の平成 28 年度支給月数と同じ 100 分の 170 になるものでございます。

第 2 号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を、6 月支給月数を 100 分の 37.5 から 100 分の 40 に改め、12 月支給月数を 100 分の 42.5 から 100 分の 40 に改めるものです。平成 29 年度における勤勉手当の支給月数を、改正後の平成 28 年度支給月数と同じ 100 分の 80 になるものでございます。

一番下になりますが、附則第 13 項は、7 級の 55 歳以上の職員が公務上の負傷、疾病等により休職している場合において、勤勉手当支給の際に、減額する額の算定に用いる率について、平成 29 年度は 100 分の 1.275 とするものです。また、最低号給に達しない場合は、100 分の 85 に改めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 議案第3号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第3号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条は、平成28年12月1日適用の規定でありまして、特別職の職員の期末手当12月支給月数を100分の217.5から100分の227.5に改め、平成28年度における期末手当の支給月数を6月支給月数100分の202.5と併せて100分の430とするものでございます。

新旧対照表の2ページをお願い致します。

第2条は、平成29年4月1日に施行される規定であり、特別職の職員の期末手当6月支給月数を、100分の202.5から100分の207.5に改め、12月支給月数を100分の227.5から100分の222.5に改めようとするものでございます。平成29年度における期末手当の支給月数も100分の430となり、平成28年度と同じということになります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案に賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第6 議案第4号「鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第4号「鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、鋸南町税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、法人住民税法人税割の税率の改正と、軽自動車取得税廃止に伴う軽自動車税におけるグリーン化機能の維持・強化を図るための環境性能割の導入と、特例の適用期間の延長、並びに固定資産税の特例措置であります、「地域決定型地方税制特

例措置」いわゆる「わがまち特例」に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置を、わがまち特例に導入し、適用期限を2年間延長しようとするものが主なものでございます。

それでは、新旧対照表により、御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお願いします。

第7条「納税証明事項」につきましては、軽自動車税環境性能割の創設に伴い、軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

第9条「納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」につきましては、第1項では軽自動車税であります、環境性能割の申告納付の規定を追加するものでございます。

次のページ2ページをお願いします。

第2号、3号は、法人の町民税の申告を削り、軽自動車税であります、環境性能割の申告納付とたばこ税の申告納付の手続きを追加するものでございます。

第5号、第6号につきましては前号で削除した、法人町民税の申告納付の規定を改めて追加するものでございます。

第20条の3「法人税割の税率」につきましては、消費税10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を100分の9.7から100分の6.0に引き下げるものでございます。その引き下げられた一部を「地方法人税」として国税化され、その税収は地方交付税原資化を図るものでございます。

第21条「外国税額控除」につきましては、地方税法の一部改正に伴い、字句を整備するものでございます。

下段の第30条「普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴取」、次のページ3ページから4ページの第35条「法人の町民税の申告納付」、6ページの第36条「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続き」につきましては、地方税法の一部改正等に伴い、規定の整備及び、町民税の修正申告書の提出又は増額更正があった場合に、延滞金の計算期間から一定の期間を控除する所要の規定を整備するものでございます。

8ページ中段をお願いいたします。

第41条につきましては、法の一部改正等に伴い、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者に、独立法人労働者健康福祉機構を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第44条「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」につきましては、法の規定を引用し、独立行政法人労働者健康安全機構の規定を整備するものでございます。

下段の第64条「軽自動車税の納税義務者等」から17ページの第75条「原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等」第8項までにつきましては、法の一部改正に伴い、軽自動車取得税が消費税率10%引き上げに時に、廃止されることから、車体課税

の見直しによる軽自動車税の環境性能割の税率の導入及び軽自動車税を種別割に改め、引用する規定を整備するものでございます。

18 ページ中段をお願いいたします。

附則第 6 条「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」は、法の一部改正等に伴い、平成 29 年 1 月 1 日以降の一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品の購入費について、医療費控除の特例の規定を整備するものでございます。控除の対象は平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己又は自己と生計を一つにする配偶者その他親族に係る医薬品の購入費でございます。ただし、本特例の適用を受けようとする場合には、現行の医療費控除の適用は受けることはできません。

下段の附則第 9 条の 2 「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」から次のページ 19 ページ、附則第 9 条の 6 「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」につきましては、法の一部改正に伴い、車体課税の見直しによる軽自動車税の環境性能割の導入後当分の間、県がその徴収を行うこととなるため所要の規定を整備するものでございます。

ページ 19 ページ下段から次のページ 20 ページにかけての、附則第 10 条の 2 「法附則第 15 条の第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に係る特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置について、「地域決定型地方税制特例措置」いわゆる「わがまち特例」に 5 項を追加しようとするものでございます。適用期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得した設備に対して、平成 29 年度以降の固定資産税から適用しようとするものでございます。

ページ 20 ページをお願いします。

第 4 項につきましては、太陽光発電設備に対して 3 分の 2 の特例割合を定めるものでございます。第 5 項につきましては、「風力発電設備に対して 3 分の 2 の特例割合を定めるものでございます。第 6 項につきましては、水力発電設備に対して 2 分の 1 の特例割合を定めるものでございます。第 7 項につきましては、地熱発電設備に対し 2 分の 1 の特例割合を定めるものでございます。第 8 項につきましては、バイオマス発電設備に対し 2 分の 1 の特例割合を定めるものでございます。第 9 項、第 10 項につきましては、規定の追加に伴い、条のずれを整備するものでございます。第 11 項は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の登録を受けた住宅で、サービス付高齢者向け賃貸住宅に対して、3 分の 2 の特例割合を定めるものでございます。施行期日は、平成 29 年 1 月 1 日からでございます。

次に、附則第 11 条「軽自動車税の税率の特例」第 1 項につきましては、初回車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した環境負荷の大きい 3 輪以上の軽自動車等の経年車に対し重課の規定を、法の一部改正等に伴い、規定を整備するものでございます。

21 ページをお願いします。

第 2 項から第 4 項につきましては、一定の環境性能を有する軽自動車について、その性能割に応じた、グリーン化特例の軽課の規定を平成 29 年度分に係る軽自動車税の種別

割の特例の措置を1年間延長し、軽自動車税を種別割に改めると共に、所定の規定の整備をするものでございます。第2項は、電気自動車等に対して、概ね75%の軽減をするものでございます。第3項は、平成32年度燃費基準プラス20%達成車に対し、概ね50%の軽減をするものでございます。

ページ22ページの第4項は、平成32年度燃費基準達成車に対し、概ね25%の軽減をするものでございます。第2項から第4項につきましては、施行期日は平成29年1月1日からでございます。

ページ22ページ中段の、現行附則第22条の4「非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例」につきましては、法の一部改正等により、平成29年1月1日に所得計算の特例措置の適用がなくなることから条を削るものでございます。

次のページ23ページをお願いします。

附則第28条「特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」につきましては、法の一部改正等に伴い、特例適用利子等又は特例適用配当等を有するものに対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税にしようとするものでございます。

ページ26ページ下段をお願いします。

附則第28条の2「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」第1項からページ30ページ第6項までにつきましては、法の一部改正に伴い、条が新設され現行附則28条を附則第28条の2として、所要の規定の整備するものでございます。

次に第2条による改正の1ページをお願いします。後ろから2枚目になります。

条例施行前の改正となります、第2条による改正でございます。

附則第6条は、軽自動車税環境性能割の創設に伴い、軽自動車税に種別割を加え、規定を整備するものでございます。

第3条による改正の1ページをお願いします。最後のページになります。

施行改正前の第2条を改正する、第3条による改正でございます。

附則第6条「町たばこ税に関する経過措置」第7項につきましては、法の一部改正等に伴い、新条例を鋸南町税条例に改め、規定中同表中に掲げる第9条第3号「納期限後に納付し又は納入する納税又は納入金に係る延滞金」は、軽自動車税の環境性能割の申告納付に係る読み替え規定を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第7 議案第5号「鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長 前田義夫君。

〔教育課長 前田義夫君 登壇〕

○教育課長（前田義夫君）

議案第5号「鋸南町学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

これまで、本町の学童保育におきましては、幼稚園児と小学校の児童を対象として参りましたが、平成27年度から始まりました「子ども子育て支援新制度」により、幼稚園児は、「幼稚園型の一時預かり保育事業」と位置付けられたところでございます。そこで、平成29年度から鋸南幼稚園におきまして、一時預かり保育事業を実施するにあたりまして、本条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

現行、第1条中、「幼稚園児及び小学校児童（以下「放課後児童等」という。）」の部分
を「児童」に改め、また第4条中、「幼稚園児及び小学校の」の部分
を削り、学童保育の対象を「児童」、いわゆる小学生のみとする規定に改めようとするものであります。なお、本条例は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。
討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。
これより採決を行います。
原案に賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第8 議案第6号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。
総務企画課長より議案の説明を求めます。
総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第6号「工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。
工事請負変更契約を締結しようとする工事ではありますが、平成28年3月11日の平成28年第1回鋸南町議会定例会で議決をいただきました橋梁補修工事（元名大橋）であります。
現契約額6,372万円を産業廃棄物処理量の減に伴い34万200円減額し、変更後の金額を6,337万9,800円にしようとするものでございます。
契約の相手方は、千葉県安房郡鋸南町下佐久間855番地、東海建設株式会社鋸南支店支店長平田英雄氏であります。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

もう一度お願いします。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をし、午前 11 時 10 分から再開をいたします。

…………… 休憩 ・ 午前 10 時 58 分 ……………

…………… 再開 ・ 午前 11 時 10 分 ……………

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第 9 議案第 7 号「平成 28 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第7号「平成28年度鋸南町一般会計補正予算（第3号）について」御説明いたします。

1ページをお開き願います。

今補正予算は歳入歳出それぞれ5,207万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億5,602万1,000円とするものでございます。

11ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

人件費ですが、千葉県人事委員会勧告に伴い給料・期末勤勉手当・扶養手当の見直し及び職員採用・昇格や異動に伴う人件費を今回調整させていただきまして、全体で614万6,000円の減額をお願いいたしました。

第2款総務費、第1項、第1目一般管理費、8節報償費4万5,000円は、空家等対策協議会委員報酬として1日1人5,000円とし、3名、3回分でございます。11節需用費104万9,000円の内訳ですが、消耗品費77万8,000円は、決算を見込んでのものでございます。印刷製本費27万1,000円は、名刺1種類増刷と封筒印刷分でございます。12節役務費、行政ネットワーク回線通信料9万円、14節使用料及び賃借料9万3,000円は、地方自治体情報セキュリティ対策のため、回線の増設及びL G W A Nのウィルス対策費用でございます。第3目財産管理費、15節工事請負費653万2,000円は、保田総合センター補修工事費で当初は、外壁の目地打ち直し及び塗装で計画いたしておりましたが、設計業者による調査の結果、ガルバリウム鋼板により外壁補強費の追加をお願いするものでございます。

12ページをお開き願います。

第6目諸費、19節負担金補助及び交付金17万9,000円は、在宅当番医制事業診療件数が誤りによりまして算定割合の是正が生じたため、広域市町村圏事務組合の保健衛生総務費負担金が増となるものでございます。

13ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項、第1目社会福祉総務費、28節繰出金1万4,000円は、人事院勧告に伴う人件費の増額分でございます。第5目介護保険費、28節繰出金320万4,000円は、介護給付費増及び人事院勧告に伴う人件費の増額分でございます。

14ページをお願いいたします。

第8目障害福祉費、20節扶助費410万3,000円は、透析患者増に伴い増額するもので、県支出金161万円を充当いたします。23節償還金利子及び割引料421万2,000円は、平成27年度事業の精算による返還金でございます。

第12目経済対策臨時福祉給付金給付事業費は新規事業でございます。消費税引き上げに伴う低所得者世帯の食糧品支出額の増額分、3%アップ分を参考に、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分として給付1人当たり1万5,000円、対象者は2,100名を見込でおります。事業費は、給付金及びそれに伴う事務費等で3,350万2,000円、国庫100%補助事業でございます。

15 ページをお開き願います。

第2項、第3目保育園費、11節需用費 15万4,000円は、鋸南保育所の調理器具、スチームコンベクションの修理費でございます。

第4款衛生費、第1項、第3目環境衛生費、11節需用費 62万8,000円は、谷田浄化槽電気使用料分でございます。

16 ページをお願いします。

第5款農林水産業費、第1項、第3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金 16万4,000円は、飼料用米等の新規需要米の作付けに対し、1,000㎡当たり 3,000円以内の補助金が県から交付され、今回の対象者は2名でございます。

第6款商工費、第1項、第5目都市交流施設整備事業費、13節委託料 54万円は、その下の植栽工事について、当初予算で 324万円の予算計上いたしましたが、その内 54万円を今回減額し、設計費へ組み替えをお願いするもので、植栽関係予算では、植栽設計委託 54万円、植栽工事 270万円となり総額は変更ありません。15節給湯整備工事 216万円は、2階洗面所 3カ所の給湯整備工事費用でございます。

17 ページをお願いします。

第7款土木費、第2項、第2目道路維持費、13節委託料は、執行残となった、橋梁補修設計委託 50万円、橋梁点検委託 470万円を減額し、平成 29 年度計画しているトンネル長寿命化計画策定業務委託に組み替え、今年実施するものでございます。

18 ページをお願いします。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、15節工事請負費 129万2,000円は、小学校指定寄付金 100万円を充当し、鋸南小学校校庭に、ブランコと鉄棒を設置するものです。

第5項社会教育費、第2目公民館費、11節需用費 45万3,000円は、非常用電源装置電磁盤の修繕費です。18節備品購入費は、指定寄付金 15万円により、図書を購入するものでございます。

続きまして歳入ですが、9 ページをお願いいたします。

第9款地方交付税、第1目地方交付税は、平成 28 年度普通交付税が 17億8,430万8,000円に確定になり、うち 1億2,654万7,000円の予算計上となりました。補正後の普通交付税留保財源は、776万1,000円となります。

第13款国庫支出金、第1目民生費国庫補助金、2節社会福祉費補助金 3,350万1,000円は、経済対策臨時福祉給付金給付事業に充当する国 100%補助金です。

第14款県支出金、第2目民生費県補助金 161万円は、重度心身障害者医療費等扶助事業に充当する県 50%補助金です。第4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金 16万4,000円は、飼料用米等拡大支援事業に充当いたします。第3項委託金、第1目総務費委託金 7万6,000円は、経済センサス活動調査委託金の追加交付分です。

第16款寄付金、第2目教育費寄付金、1節社会教育費寄付金 15万円は、図書購入費に充当いたします。2節学校教育費寄付金 100万円は、鋸南小学校校庭に、ブランコと鉄棒の設置費に充当いたします。

第 17 款繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 1 億 3,783 万 3,000 円の減額は、補正財源に普通交付税・前年度繰越金の充当により、財政調整基金からの取崩し額を全て返還し、今補正後の財政調整基金残高は、10 億 1,655 万 9,000 円の見込みとなります。

第 18 款繰越金、第 1 目繰越金、1 節前年度繰越金は、前年度繰越金 2 億 6,502 万 9,000 円の残額 2,046 万 3,000 円の全額を充当いたしました。

第 19 款諸収入、第 6 目雑入では、県税取扱費交付金 27 万 5,000 円と市町村振興宝くじ交付金 611 万 9,000 円を計上いたしました。

5 ページをお開き願います。

第 2 表繰越明許費です。第 7 款土木費、第 2 項道路橋梁費、道路長寿命化修繕事業、520 万円は、トンネル長寿命化計画策定業務で、業務委託期間を 6 カ月間とし、年度末では適正な委託期間が取れないため、繰越明許費の設定をお願いしようとするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 3 表債務負担行為補正ですが、追加をお願いいたしますのは、地域おこし協力隊事業で、期間は平成 28 年度から平成 29 年度まで限度額は、800 万円です。平成 28 年度中に 2 名募集を行い、平成 29 年度から事業実施を予定しております。

20 ページからは、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第 7 号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第 7 号「平成 28 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について」の説明は終了しました。

◎議案第 8 号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第 10 議案第 8 号「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第 8 号 「平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」御説明いたします。

恐れ入りますが、1 ページをお願いします。

平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出それぞれ 6,812 万 7,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 2,421 万 6,000

円にしようとするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、7ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、給付の動向を勘案し、132万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、高額療養費の上半期実績が当初予算の見込額より伸びていることから、2,800万円の増額補正をお願いするものでございます。2目退職被保険者等高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費同様、上半期月額高額療養費の見込みが伸びていることから、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、19節負担金補助及び交付金の現年度概算分納付金につきましては、額の確定により不足額3万3,000円を増額補正をするものでございます。

8款保健事業費、3項特別総合保健事業費、1目施設管理費につきましては、給与改定に伴う職員給料の補正をお願いするものでございます。

次のページ8ページをお願いします。

9款基金積立金、1目財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定により、平成27年度繰越金7,311万4,000円の2分の1を超える金額を基金に積み立てるため、3,655万7,000円を財政調整基金へ積立てようとするものでございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金につきましては、資格喪失等による過年度分の保険料還付金20万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、歳出を終わります。

続きまして歳入について御説明いたします。

6ページをお願いします。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、給与改定に伴う補正額1万4,000円を一般会計からお願いするものでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました、医療給付費の伸びによる不足する財源分2,000万円を財政調整基金から繰入れるものでございます。これにより、基金残高は、歳出で御説明しましたが繰越金の2分の1を積立てますので、本補正後の財政調整基金は、5,127万8,000円となります。

9款繰越金、1目繰越金につきましては、前年度の繰越金が、7,311万4,000円でしたので、4,811万3,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第8号「平成28年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終了しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑

○議長（伊藤茂明）

日程第11 案第9号「平成28年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長 渡邊昌廣君。

〔保健福祉課長 渡邊昌廣君 登壇〕

○保健福祉課長（渡邊昌廣君）

議案第9号「平成28年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

はじめに1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ2,475万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,326万2,000円とするものでございます。

当初予算におきましては、第6期介護保険事業計画に基づいて給付費等を見込んだところでございますが、決算見込みを踏まえ、各サービス給付費等の増額及び給与改定による人件費の増額をさせていただきました。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第2項介護予防サービス等諸費271万4,000円、第4項高額介護サービス費325万4,000円、第6項特定入所者介護サービス費1,866万6,000円、合計で2,463万4,000円の増額となるものでございます。これは、各サービス給付費における利用者の増が、主な理由でございます。

第6款地域支援事業費は、給与改定等に伴う増額で、合計12万4,000円をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第3款国庫支出金からは、決算を見込んだ歳出予算額に合わせまして、それぞれの国・県、支払基金、町等の負担分を計上したものでございます。

第6款繰入金、第2項基金繰入金につきましては、491万円を増額いたしまして、基金の取崩し額を552万7,000円とするものでございます。なお、基金につきましては、今補正後の、平成28年度末の基金残高は、1,698万円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第9号「平成28年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明は終了しました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（伊藤茂明）

日程第12 議案第10号「平成28年度鋸南町水道事業補正予算（第2号）について」を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長 山崎友之君。

[建設水道課長 山崎友之君 登壇]

○建設水道課長（山崎友之君）

議案第10号「平成28年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」御説明いたします。

今、補正予算は、給与改定等による職員給与費の補正・入札による漏水調査委託の減、及びマッピングシステム構築に係る費用が主なものであります。

予算書の2ページをお願いいたします。

実施計画により説明いたします。収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を12万9,000円増額し、5億2,961万6,000円にしようとするものであります。内訳であります。第2項営業外収益、第6目雑収益を、東京電力の原発事故損害賠償（水質検査費用）が確定したことにより賠償金12万9,000円を増額するものであります。

支出では、第1款水道事業費を70万3,000円減額し、4億7,592万3,000円にしようとするものであります。内訳は、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費は給与改定に伴う職員給与費を14万1,000円増額し、第2目配水及び給水費では、職員給与費を31万5,000円増額し、漏水調査委託料を入札の結果により、163万1,000円の減額し、旅費につきましては、2万5,000円を総係費と組み替えをし、併せまして134万1,000円を減額するものであります。第3目総係費は、人事異動に伴い職員給与費を81万9,000円減額し、委託料を5万4,000円増額し、旅費の組み替えと合わせまして74万円の減額をしようとするものであります。また、委託料5万4,000円につきましては、水道料金システムの督促状の様式を変更したものであります。第2項営業外費用、第1目支払利息の8万1,000円は、マッピングシステム構築に伴う利息相当分であります。第2目消費税115万6,000円は、収益的収支の補正に伴い増額するものであります。

資本的収入及び支出のうち、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目営業設備費77万8,000円はマッピングシステム構築に伴うパソコン等の購入にかかる費用でございます。第4目リース資産購入費はマッピングシステム構築に伴うリース料でございます。

3ページをお願いいたします。

平成28年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、平成28年度末における資金残高は、2億8,018万4,000円となる見込みでございます。

4 ページは、職員の給与費の明細書でございます。

5 ページをお願いいたします。

マッピングシステム構築に係る費用 1,764 万 2,000 円の債務負担をお願いするもので、期間は平成 28 年度から平成 33 年度までの 5 年間であります。

6 ページから 9 ページは、平成 27 年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、10 ページから 12 ページは、平成 28 年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほど御参照願います。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

以上で、議案第 10 号「平成 28 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」の説明は終了しました。

◎散会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日 8 日は、午前 10 時から産業常任委員会をお願いいたします。

最終日の 12 月 9 日は、午後 2 時から会議を開きますので定刻 5 分前に御参集願います。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 前 1 1 時 3 6 分 ……………

平成 28 年第 6 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 3 号〕

平成 28 年 12 月 9 日・午後 2 時開会

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 7 号 | 平成 28 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 平成 28 年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 平成 28 年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 4 | 議案第 10 号 | 平成 28 年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 5 | 請願第 1 号 | 汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はならない町宣言を求める請願について（委員長報告） |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12 名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君 | 2 番 青 木 悦 子 君 |
| 3 番 笹 生 久 男 君 | 4 番 渡 邊 信 廣 君 |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君 | 6 番 緒 方 猛 君 |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君 | 8 番 黒 川 大 司 君 |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君 | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 町 長 白 石 治 和 君 | 副 町 長 内 田 正 司 君 |
| 教 育 長 富 永 安 男 君 | 総務企画課長 菊 間 幸 一 君 |
| 税務住民課長 福 原 傳 夫 君 | 保健福祉課長 渡 邊 昌 廣 君 |
| 地域振興課長 飯 田 浩 君 | 教 育 課 長 前 田 義 夫 君 |
| 水 道 課 長 山 崎 友 之 君 | 会 計 管 理 者 三 瓶 睦 君 |
| 監 査 委 員 柴 本 健 二 君 | 総務管理室長 寺 本 幸 弘 君 |

◎開議の宣言

○議長（伊藤茂明）

皆さん、こんにちは。

議員各位には御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤茂明）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

なお、傍聴席については定員 28 名の他に 12 席を用意してあります。従って、40 名までを許可したいと思いますので、御了承願います。

なお、傍聴席の皆様をお願い申し上げますが、傍聴規則に従い静粛に傍聴頂くようお願いを申し上げます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

◎議案第 7 号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第 1 議案第 7 号「平成 28 年度鋸南町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 2 番 三国幸次君。

○1 2 番（三国幸次君）

予算説明書の 17 ページの土木費の中の道路維持費の委託料。橋梁補修委託費をトンネル長寿命化計画策定業務委託に予算を振り替えておりますけども、この長寿命化計画の委託のもう少し詳しい内容と、それからこれまでも何年かやっておりますので、長寿命化対策での実績、それからこれから今後の予定など分かる範囲でお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

建設水道課長 山崎友之君。

○建設水道課長（山崎友之君）

今回トンネル長寿命化計画の策定業務につきましては、鋸南町にトンネルは5カ所ある訳ですが、このトンネルの劣化の程度を調査しまして、保守の優先順位をつけるものがございます。今までは、トンネルの長寿命化というのはやっていなくて、橋だけをやっております。現在ですね、工事中のもの、これにつきましては元名大橋が掛替工事ですね。それと天寧寺大橋が補修工事、この2カ所をやっております。今後の予定ですが、来年度予定しておりますのが、学校橋の補修、氏神橋、小保田ですけれども、氏神橋の補修。その他30年度に予定しておりますのは、和見橋、荒田橋、木下橋、それと小向第2橋ですね。この4橋を予定しております。また、この長寿命化につきましては5年ごとに見直すということになっておりますので、順位が変わる可能性もございますが、今のところこの予定で進んでおります。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

はい、三国幸次君。

○12番（三国幸次君）

次の見直しの時期は何年なのか、そして最終的にかなり鋸南町橋梁70カ所位あると思いますので、最終的にどの程度までをやる計画、直近のは別にして最終的にこの位の橋を直したいんだというものがあればお答え願えますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、建設水道課長 山崎友之君

○建設水道課長（山崎友之君）

次の見直し29年度になります。橋の補修につきましてはですね、またその時にですね調査しまして補修計画をまた新たに立てていきたいと思っております。

○議長（伊藤茂明）

再質問は。

はい、三国幸次君。

3回目です。

○12番（三国幸次君）

最後に要望です。これ町としては危険度の高い所から順次ということで実施していると思います。しかし、この町の橋はやはりかなりほとんどの所はもう相当の年数が経っていて、見た目でも危なそうな所なんか何カ所もあります。そういう意味では地元の人などの意見をよく聞いてできるだけ早く危険な所は解消できるように対応願いたいと思います。要望して終わります。

○議長（伊藤茂明）

ほかに質疑はありませんか。

4番 渡邊信廣君。

○4番（渡邊信廣君）

私のほうでですね、1点だけですけれども6ページ第3表の債務負担行為補正というと

ころに地域おこし協力隊事業ということで、平成 28、29 年度にかけて実施をするということで、説明では 2 名募集ということだったんですが、今の現状の状況、今後のスケジュール等について、これは非常に大変良い事業だと思っていますので、その辺についてお聞かせいただければと思います。分かればお願いしたいと思います。

○議長（伊藤茂明）

はい、総務企画課長 菊間幸一君。

○総務企画課長（菊間幸一君）

地域おこし協力隊につきましては、ここに記載してありますとおり 28 年から 29 年ということで、28 年に募集いたしまして、国の特別交付税の対象となります、29 年 4 月 1 日からですね雇用をしていきたいというふうに考えているところでございます。限度額は 1 人 400 万ですので、2 人で 800 万ということでございます。今現在考えているのは、観光の分野、それから農業分野、それぞれ 1 名ずつで 2 名を募集していきたいと。それでこれから募集要綱等を作りまして、できましたら 1 月からですねホームページ、あるいはそれ採用のですね協力隊の専用のホームページみたいのがありますので、そこにですね募集の要項に基づいて募集をかけていって、できるだけ我々の希望しているですね、すばらしい担当の人に来ていただきたいということで、債務負担行為を設定させていただいたところでございます。

○議長（伊藤茂明）

はい、再質問は。

渡邊信廣君。

○4 番（渡邊信廣君）

鋸南町は非常に過疎化が進んでいる中でこういうような事業を取り入れてですね、若い方に来ていただけてということになると町も活性化になると思いますので、是非これはよろしく願いすることを要望して終わります。

○議長（伊藤茂明）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第2 議案第8号「平成28年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第3 議案第9号「平成28年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第4 議案第10号「平成28年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

日程第5 請願第1号「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらない町宣言を求める請願について（委員長報告）」を議題といたします。

付託をしてあります、産業常任委員会委員長渡邊信廣君から、審査の経過および結果について報告を求めます。

産業常任委員会委員長 渡邊信廣君。

〔産業常任委員会委員長 渡邊信廣君 登壇〕

○産業常任委員会委員長（渡邊信廣君）

議長の許可をいただきましたので、議会産業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

当委員会は、平成28年第6回定例会において議会産業常任委員会に付託されました請願第1号「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらない町宣言を求める請願」について平成28年12月8日午前10時から委員6名の出席のもと、議会産業常任委員会を開催し、慎重審査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、紹介議員から請願の主旨説明が行われました。その後、執行部より参考として鋸南町、いや失礼、鋸南開発株式会社が行う汚染土壌処理施設設置事業に係る現在までの経過について、及び県内市町村における類似の宣言を行っている状況などについて説明を受けました。

次に、産業常任委員からの質疑について概要を申し上げます。

一、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見解は。との質疑があり、執行部より事業活動において発生した廃棄物が産業廃棄物、それ以外のものが一般廃棄物と規定されており、一般家庭や事業所等で出る場所によって区別されます。との答弁があり。

二、一般廃棄物であっても、大谷クリーンセンターから排出される飛灰については遠く秋田県まで運搬して処分を行っている。この点についてどう考えるか。との質疑があり、紹介議員よりそのような事実はあると思います。との答弁がありました。

また、討論においては、まず採択に反対する討論の概要から申し上げます。

一、事業者の事業活動が継続されている限り廃棄物が排出され、廃棄物を処分しなければならない。地域の環境保全意識については、他の宣言の仕方があると考え。

二、現在汚染土壌処理施設建設については、千葉地方裁判所で係争中であるため、その結果が提出されてから宣言を行ってはどうか。との反対討論がありました。

次に、採択に賛成する討論の概要でございますが、この町を守るための請願であり、町が宣言を出すことが必要であると考え。との採択に賛成する討論がありました。

続いて、表決を行った結果、賛成多数により産業常任委員会としては採択すべきものと決定をいたしました。

以上が本常任委員会に付託された請願に対する審査でございます。

御報告を終わります。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、産業常任委員長、失礼、産業常任委員会委員長から「採択すべき」との報

告がありました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑については昨日開催されました産業常任委員会に関する内容となりますので、念のため申し添えます。

質疑はありませんか。

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

まず、反対者の討論を求めます。

討論はありますか。

○議長（伊藤茂明）

はい、10番 笹生正己君。

〔10番 笹生正己君 登壇〕

○10番（笹生正己君）

私は、処分場に関して、「覚えてろ」とか、「覚悟しとけよ」とか、たちの悪いポピュリズム溢れる現状の中、議場で発言することはもう無いと思っておりました。

この議会から町に対して、「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬ町宣言をするよう求める請願」に対し、自分の信念に基づいて、反対の立場で討論いたします。

その理由として、一つ、汚染土壌については審尋結果の仮処分について存じておりますが、不服申し立てがなされたと聞き及んでおります。県に対しても、現在係争中であると伺っております。両方共が係争中である案件に深く関わっている宣言は少なくとも、現時点で出すべきではないと考えます。大事な案件であるので、それを考えず出すべきだとの意見も聞きましたが、町並びに町民が恥をかく可能性もあります。

二つ、この町の中にも汚染土壌が存在します。何も事業をしないというなら別ですが、何もと言うと語弊があるかもしれませんが、何もできない町になってまいります。

三つ目、産業廃棄物について皆さんは御存知かと思いますが、廃棄物の処分及び清掃に関する法律に規定されていますが、改装や解体では必ず発生するもので、それだけではなくあらゆる事業活動に伴うものです。老人センターでの石綿はこの町で処分したでしょうか。また、個人の場合でもそのようなことがあります。家の基礎や塀だけでもこの町で全て処分できるとは思いません。持ち出すのは良いが、持ち込むのはダメというのはあまりにも身勝手なことで、他の地区で外から持ち込まないとされたら、その建築物は朽ちてもそのまま放置しなければならなくなります。

以上のことから反対を表明し、皆様方の良識に期待するものであります。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

次に、賛成者の討論を求めます。

討論はありませんか。

はい、12番 三国幸次君

[1 2 番 三国幸次君 登壇]

○ 1 2 番 (三国幸次君)

私は、賛成の立場から討論いたします。

この「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はிரない町宣言を求める請願」に対して、私は大賛成であります。そして、鋸南町汚染土壌埋立反対協議会の皆さんの日頃の活動にこの場をお借りして敬意を表明したいと思います。そして、この中の趣旨説明でも述べられておりますように、やはり鋸南町に採石場を深掘りしてその埋め戻しに汚染土壌をと、こういう個別の問題、これについての反対運動でありまして、産業廃棄物一般の立場から述べても私は理解が通らないかなと思いがしております。そして、この請願がこの議会で採択され、町がこの宣言を行うことには大きな意義があると思ひます。

以上で賛成討論とします。

○議長 (伊藤茂明)

次に反対者の討論を求めます。

討論はありませんか。

○議長 (伊藤茂明)

それでは、他に討論はありますか。ありませんか。

はい、6番 緒方猛君

[6 番 緒方猛君 登壇]

○ 6 番 (緒方猛君)

私は、この請願書に対して賛成の立場から討論をさせていただきたいという具合に思っております。

汚染土壌や産業廃棄物最終処分場はிரない町宣言を求める請願書に賛成の立場から討論をさせていただきます。

日本の人口減は、幕末の 1853 年の黒船来航より脅威と言われております。そんな中であって、我が鋸南町の人口は戦後一貫してその減少率、減少しており、その減少率は県下でも御案内のとおり最大であります。加えて少子化も一層進んでおります。町の再生のためには、新たな人に住み着いてもらわなければ本町の存続すら危ないというのが現実であるという具合に私は思っております。しかし、移住を願うそれらの人に対する本町の売りは何かということを考えてみますと、その大きな要素の一つはそれなりの、それなりのですよ、それなりの自然の豊かさをおいて他にほかにこれといった特性を探すことはなかなか難しい。はっきり言って無いという具合に思っております。新たな人にとりわけ都会の人に住む場所として選んでもらうためには、既に長年の採石により里山のいたるところが破壊され見るに忍びない悪影響が感じられ、敬遠されています。加えて汚染土壌や産業廃棄物の持ち込みによる最終処分場を認めることになれば致命的な環境悪の評価となる町になることが心配されます。自然環境を守ることは決してたやすいことではありません。孫子の代までこれを守ることが現在に生きる我々の使命であるという具合に考えております。

このようなことを考え、汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はிரない町宣言を求める

請願書に対しまして賛成の討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤茂明）

ほかに討論はありませんか。

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり、この請願を「採択すること」に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（伊藤茂明）

挙手多数。

よって、請願第1号「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬ町宣言を求める請願について」は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、休憩中に全員協議会を開催いたします。

委員長室に御参集願います。失礼、委員会室に御参集願います。

…………… 休憩 ・ 午後 2 時 2 8 分 ……………

…………… 再開 ・ 午後 2 時 3 5 分 ……………

◎町長宣言

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長 白石治和君

[町長 白石治和君 登壇]

○町長（白石治和君）

議長よりお許しをいただきましたので、少しの間お時間を頂戴したいと思います。

ただいま、議会において「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬ町宣言を求める請願」が採択されたことを重く受け止めております。私はこの問題はまず第一に地元が賛成するか、しないか。それが設置の一番重要なことだろろうと思っています。我々の町では、誰も賛成はしないとは言いませんけれども、8割方が反対であると。まして地元では99%が反対であると。そういう事案でありますので町といたしましても、この海と緑豊かな自然を次世代へ継承していくためにもここに鋸南町が汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらぬ町であることを宣言をさせていただきたいと思います。

「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はらない町宣言」

鋸南町は、鋸山をはじめとした房総丘陵の山々や風光明媚な海岸線など、海と緑の豊かな自然に恵まれています。

私たちは、この貴重で豊かな自然の資産を将来の世代へ継承していかなければなりません。

汚染土壌や産業廃棄物の最終処分場の設置により、有害物質の漏出による地下水、河川、井戸水並びに礫根及び土壌の汚染が懸念され、生活環境や自然環境への影響が心配されます。

よって、本町のすばらしい自然環境に悪影響をあたえる、環境汚染を引き起こすおそれのある汚染土壌や産業廃棄物の最終処分場の設置に反対するとともに、暮らしを営む全ての人々の良好な生活環境を守るため、「汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はらない町」を宣言します。

平成 28 年 12 月 9 日 鋸南町

以上であります。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成 28 年第 6 回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでございました。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 後 2 時 4 0 分 ……………

地方自治法第 1 2 4 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 9 年 2 月 3 日

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 田久保 浩通

署 名 議 員 三国 幸次